関大
発行所
関西大学校友会
吹田市山手町3丁目3番35号
発行人　神屋敷民蔵
電話大阪(388)1121代表
振替口座大阪55594番

51年度 全国支部・職域・同期代表者総会

昭和五十一年度の校友会全国支部職域同期等代表者総会は、六月二十六日、午後二時半から千里山関西大学会館に、八六団体二三一名が出席し盛大に開催された。本年度は懇談テーマを「校友会組織の拡充強化」―財政の確立に関連してーにおき、組織運営の根幹をなし、本年度本部の重点施策である財政の確立に関し、各組織での実態と提言をもとに活発な討議が重ねられ、組織の運営に二つの方向づけをもたらし、有意義に会を閉じた。

財政問題など討議
会費完納の気運高まる

86団体131名が出席した51年度代表者総会

議事は組織部が主管し、あらかじめアンケートにより各組織の声を求めていたので、懇談はこの回答を手がかりに展開された。先ずアンケートによれば、組織拡充策と財政確立策は相互関係を示しているものの、次の方策を提言している。

【組織拡充策】①機関紙「関大」の紙面に問答式による本・支部間の通信欄を常設すること。②各支部名簿の発刊励行に努め、本部はこれに広告掲載等について援助協力をすること。③支部費の徴集に関連して分会制度を検討してはどうか。④新入会員の加入を極力推進すること。⑤各卒業年度別に幹事を置き会費徴収、動員対策を容易してはどうか。

【財政確立策】①本部として終身会員の増強加入に努める。②古い終身会員に対しては追徴寄付を求める。②年会費の徴収につとめる。③分会制度の確立に努め会費徴収を容易にする。④機関紙「関大」の郵送料については校友負担にすることもやむを得ないのではない。⑤学外講座を地域的に開設して聴講料収入をもって財政確立の一助としては如何。⑥総会には参加会員が余剰品または自家製品を持寄ってオークションを開き、売上げを会計に組み込んでは どうか。

など貴重な意見が述べられており、金本組織部長から概括的説明のあと、懇談テーマにもとづく自由討議に入った。

箕面副支部長木藤氏から、地域支部の不活発な原因は、①財政基盤が悪い実情にある。②会員相互の連帯性が薄い、の二点にある。組織部の対応策はどうか。関連して遠隔未組織地区の組織化に対する具体策はあるか。との質問に対し組織部から第一点の各組織への援助策として「終身会費の未払校友がいる場合、組織内で一括徴収の手続きを進めると、運営経費に充当していただく意味で二割の割戻金を還元するのでご協力をお願いしたい」旨熱行部の対応策を示した。また第二点の遠隔支部育成には当面既成支部の強化を重点に考えているが、更に今後検討していきたい旨答弁があった。

なお運営上一番の悩みである通信費の高騰については、返信のある校友を中心に少しずつ電話等を利用し手を広げていくのも方法ではないかとの声もでた。

八尾支部長永野氏から、終身会費を多くとることは支部の充実につながる。校友会の実情を先ず知って貰うために、未納校友に対し新聞「関大」を送って貰えないかとの提言があり、広報部からできるだけそうしたいが、年間郵送料が現行でも一、三〇〇万円要しており、未納校友となると大変なので、会議にかけて結論を出したい旨答弁があった。

京都副支部長西田氏から、財政難を解消するには「広告料収入」を増やし、増収分で未払者に新聞「関大」を無料郵送し、終身会費のメリットを徹底して貰いたい。

また支部名簿の発行は、支部で営業している校友に広告して貰えば業者もメリットがあり得策でないかと付け加えられ、広報部から、終身会費勧誘に材料がいるのも一つともなることで、会長、財務部と相談し、金を要しても何とか考えてみたいと重ねて答弁。なお、広告料も数を増やして増収をはかりたいので協力願いたいと要請。

ついで財政難解消に関連して、財源八十万円を蓄積している天六同友会から、横畠幹事がオークションによる売上金の収入計上など、毎回支出より収入が上回ると財政の心得を披露。

また愛知支部長日羽氏から、別表の通り、各支部の会費徴収状況の報告があり、会費徴収の実態と提言をもとに活発な討議が重ねられ、組織の運営に関して、次の諸問題が提案された。

①財政基盤の強化について、②会費徴収の方法について、③会費の未納者の対策について、④会費の徴収について、⑤会費の徴収について、⑥会費の徴収について、⑦会費の徴収について、⑧会費の徴収について、⑨会費の徴収について、⑩会費の徴収について、⑪会費の徴収について、⑫会費の徴収について、⑬会費の徴収について、⑭会費の徴収について、⑮会費の徴収について、⑯会費の徴収について、⑰会費の徴収について、⑱会費の徴収について、⑲会費の徴収について、⑳会費の徴収について、㉑会費の徴収について、㉒会費の徴収について、㉓会費の徴収について、㉔会費の徴収について、㉕会費の徴収について、㉖会費の徴収について、㉗会費の徴収について、㉘会費の徴収について、㉙会費の徴収について、㉚会費の徴収について、㉛会費の徴収について、㉜会費の徴収について、㉝会費の徴収について、㉞会費の徴収について、㉟会費の徴収について、㊱会費の徴収について、㊲会費の徴収について、㊳会費の徴収について、㊴会費の徴収について、㊵会費の徴収について、㊶会費の徴収について、㊷会費の徴収について、㊸会費の徴収について、㊹会費の徴収について、㊺会費の徴収について、㊻会費の徴収について、㊼会費の徴収について、㊽会費の徴収について、㊾会費の徴収について、㊿会費の徴収について、(51)会費の徴収について、(52)会費の徴収について、(53)会費の徴収について、(54)会費の徴収について、(55)会費の徴収について、(56)会費の徴収について、(57)会費の徴収について、(58)会費の徴収について、(59)会費の徴収について、(60)会費の徴収について、(61)会費の徴収について、(62)会費の徴収について、(63)会費の徴収について、(64)会費の徴収について、(65)会費の徴収について、(66)会費の徴収について、(67)会費の徴収について、(68)会費の徴収について、(69)会費の徴収について、(70)会費の徴収について、(71)会費の徴収について、(72)会費の徴収について、(73)会費の徴収について、(74)会費の徴収について、(75)会費の徴収について、(76)会費の徴収について、(77)会費の徴収について、(78)会費の徴収について、(79)会費の徴収について、(80)会費の徴収について、(81)会費の徴収について、(82)会費の徴収について、(83)会費の徴収について、(84)会費の徴収について、(85)会費の徴収について、(86)会費の徴収について、(87)会費の徴収について、(88)会費の徴収について、(89)会費の徴収について、(90)会費の徴収について、(91)会費の徴収について、(92)会費の徴収について、(93)会費の徴収について、(94)会費の徴収について、(95)会費の徴収について、(96)会費の徴収について、(97)会費の徴収について、(98)会費の徴収について、(99)会費の徴収について、(100)会費の徴収について、(101)会費の徴収について、(102)会費の徴収について、(103)会費の徴収について、(104)会費の徴収について、(105)会費の徴収について、(106)会費の徴収について、(107)会費の徴収について、(108)会費の徴収について、(109)会費の徴収について、(110)会費の徴収について、(111)会費の徴収について、(112)会費の徴収について、(113)会費の徴収について、(114)会費の徴収について、(115)会費の徴収について、(116)会費の徴収について、(117)会費の徴収について、(118)会費の徴収について、(119)会費の徴収について、(120)会費の徴収について、(121)会費の徴収について、(122)会費の徴収について、(123)会費の徴収について、(124)会費の徴収について、(125)会費の徴収について、(126)会費の徴収について、(127)会費の徴収について、(128)会費の徴収について、(129)会費の徴収について、(130)会費の徴収について、(131)会費の徴収について、(132)会費の徴収について、(133)会費の徴収について、(134)会費の徴収について、(135)会費の徴収について、(136)会費の徴収について、(137)会費の徴収について、(138)会費の徴収について、(139)会費の徴収について、(140)会費の徴収について、(141)会費の徴収について、(142)会費の徴収について、(143)会費の徴収について、(144)会費の徴収について、(145)会費の徴収について、(146)会費の徴収について、(147)会費の徴収について、(148)会費の徴収について、(149)会費の徴収について、(150)会費の徴収について、(151)会費の徴収について、(152)会費の徴収について、(153)会費の徴収について、(154)会費の徴収について、(155)会費の徴収について、(156)会費の徴収について、(157)会費の徴収について、(158)会費の徴収について、(159)会費の徴収について、(160)会費の徴収について、(161)会費の徴収について、(162)会費の徴収について、(163)会費の徴収について、(164)会費の徴収について、(165)会費の徴収について、(166)会費の徴収について、(167)会費の徴収について、(168)会費の徴収について、(169)会費の徴収について、(170)会費の徴収について、(171)会費の徴収について、(172)会費の徴収について、(173)会費の徴収について、(174)会費の徴収について、(175)会費の徴収について、(176)会費の徴収について、(177)会費の徴収について、(178)会費の徴収について、(179)会費の徴収について、(180)会費の徴収について、(181)会費の徴収について、(182)会費の徴収について、(183)会費の徴収について、(184)会費の徴収について、(185)会費の徴収について、(186)会費の徴収について、(187)会費の徴収について、(188)会費の徴収について、(189)会費の徴収について、(190)会費の徴収について、(191)会費の徴収について、(192)会費の徴収について、(193)会費の徴収について、(194)会費の徴収について、(195)会費の徴収について、(196)会費の徴収について、(197)会費の徴収について、(198)会費の徴収について、(199)会費の徴収について、(200)会費の徴収について、(201)会費の徴収について、(202)会費の徴収について、(203)会費の徴収について、(204)会費の徴収について、(205)会費の徴収について、(206)会費の徴収について、(207)会費の徴収について、(208)会費の徴収について、(209)会費の徴収について、(210)会費の徴収について、(211)会費の徴収について、(212)会費の徴収について、(213)会費の徴収について、(214)会費の徴収について、(215)会費の徴収について、(216)会費の徴収について、(217)会費の徴収について、(218)会費の徴収について、(219)会費の徴収について、(220)会費の徴収について、(221)会費の徴収について、(222)会費の徴収について、(223)会費の徴収について、(224)会費の徴収について、(225)会費の徴収について、(226)会費の徴収について、(227)会費の徴収について、(228)会費の徴収について、(229)会費の徴収について、(230)会費の徴収について、(231)会費の徴収について、(232)会費の徴収について、(233)会費の徴収について、(234)会費の徴収について、(235)会費の徴収について、(236)会費の徴収について、(237)会費の徴収について、(238)会費の徴収について、(239)会費の徴収について、(240)会費の徴収について、(241)会費の徴収について、(242)会費の徴収について、(243)会費の徴収について、(244)会費の徴収について、(245)会費の徴収について、(246)会費の徴収について、(247)会費の徴収について、(248)会費の徴収について、(249)会費の徴収について、(250)会費の徴収について、(251)会費の徴収について、(252)会費の徴収について、(253)会費の徴収について、(254)会費の徴収について、(255)会費の徴収について、(256)会費の徴収について、(257)会費の徴収について、(258)会費の徴収について、(259)会費の徴収について、(260)会費の徴収について、(261)会費の徴収について、(262)会費の徴収について、(263)会費の徴収について、(264)会費の徴収について、(265)会費の徴収について、(266)会費の徴収について、(267)会費の徴収について、(268)会費の徴収について、(269)会費の徴収について、(270)会費の徴収について、(271)会費の徴収について、(272)会費の徴収について、(273)会費の徴収について、(274)会費の徴収について、(275)会費の徴収について、(276)会費の徴収について、(277)会費の徴収について、(278)会費の徴収について、(279)会費の徴収について、(280)会費の徴収について、(281)会費の徴収について、(282)会費の徴収について、(283)会費の徴収について、(284)会費の徴収について、(285)会費の徴収について、(286)会費の徴収について、(287)会費の徴収について、(288)会費の徴収について、(289)会費の徴収について、(290)会費の徴収について、(291)会費の徴収について、(292)会費の徴収について、(293)会費の徴収について、(294)会費の徴収について、(295)会費の徴収について、(296)会費の徴収について、(297)会費の徴収について、(298)会費の徴収について、(299)会費の徴収について、(300)会費の徴収について、(301)会費の徴収について、(302)会費の徴収について、(303)会費の徴収について、(304)会費の徴収について、(305)会費の徴収について、(306)会費の徴収について、(307)会費の徴収について、(308)会費の徴収について、(309)会費の徴収について、(310)会費の徴収について、(311)会費の徴収について、(312)会費の徴収について、(313)会費の徴収について、(314)会費の徴収について、(315)会費の徴収について、(316)会費の徴収について、(317)会費の徴収について、(318)会費の徴収について、(319)会費の徴収について、(320)会費の徴収について、(321)会費の徴収について、(322)会費の徴収について、(323)会費の徴収について、(324)会費の徴収について、(325)会費の徴収について、(326)会費の徴収について、(327)会費の徴収について、(328)会費の徴収について、(329)会費の徴収について、(330)会費の徴収について、(331)会費の徴収について、(332)会費の徴収について、(333)会費の徴収について、(334)会費の徴収について、(335)会費の徴収について、(336)会費の徴収について、(337)会費の徴収について、(338)会費の徴収について、(339)会費の徴収について、(340)会費の徴収について、(341)会費の徴収について、(342)会費の徴収について、(343)会費の徴収について、(344)会費の徴収について、(345)会費の徴収について、(346)会費の徴収について、(347)会費の徴収について、(348)会費の徴収について、(349)会費の徴収について、(350)会費の徴収について、(351)会費の徴収について、(352)会費の徴収について、(353)会費の徴収について、(354)会費の徴収について、(355)会費の徴収について、(356)会費の徴収について、(357)会費の徴収について、(358)会費の徴収について、(359)会費の徴収について、(360)会費の徴収について、(361)会費の徴収について、(362)会費の徴収について、(363)会費の徴収について、(364)会費の徴収について、(365)会費の徴収について、(366)会費の徴収について、(367)会費の徴収について、(368)会費の徴収について、(369)会費の徴収について、(370)会費の徴収について、(371)会費の徴収について、(372)会費の徴収について、(373)会費の徴収について、(374)会費の徴収について、(375)会費の徴収について、(376)会費の徴収について、(377)会費の徴収について、(378)会費の徴収について、(379)会費の徴収について、(380)会費の徴収について、(381)会費の徴収について、(382)会費の徴収について、(383)会費の徴収について、(384)会費の徴収について、(385)会費の徴収について、(386)会費の徴収について、(387)会費の徴収について、(388)会費の徴収について、(389)会費の徴収について、(390)会費の徴収について、(391)会費の徴収について、(392)会費の徴収について、(393)会費の徴収について、(394)会費の徴収について、(395)会費の徴収について、(396)会費の徴収について、(397)会費の徴収について、(398)会費の徴収について、(399)会費の徴収について、(400)会費の徴収について、(401)会費の徴収について、(402)会費の徴収について、(403)会費の徴収について、(404)会費の徴収について、(405)会費の徴収について、(406)会費の徴収について、(407)会費の徴収について、(408)会費の徴収について、(409)会費の徴収について、(410)会費の徴収について、(411)会費の徴収について、(412)会費の徴収について、(413)会費の徴収について、(414)会費の徴収について、(415)会費の徴収について、(416)会費の徴収について、(417)会費の徴収について、(418)会費の徴収について、(419)会費の徴収について、(420)会費の徴収について、(421)会費の徴収について、(422)会費の徴収について、(423)会費の徴収について、(424)会費の徴収について、(425)会費の徴収について、(426)会費の徴収について、(427)会費の徴収について、(428)会費の徴収について、(429)会費の徴収について、(430)会費の徴収について、(431)会費の徴収について、(432)会費の徴収について、(433)会費の徴収について、(434)会費の徴収について、(435)会費の徴収について、(436)会費の徴収について、(437)会費の徴収について、(438)会費の徴収について、(439)会費の徴収について、(440)会費の徴収について、(441)会費の徴収について、(442)会費の徴収について、(443)会費の徴収について、(444)会費の徴収について、(445)会費の徴収について、(446)会費の徴収について、(447)会費の徴収について、(448)会費の徴収について、(449)会費の徴収について、(450)会費の徴収について、(451)会費の徴収について、(452)会費の徴収について、(453)会費の徴収について、(454)会費の徴収について、(455)会費の徴収について、(456)会費の徴収について、(457)会費の徴収について、(458)会費の徴収について、(459)会費の徴収について、(460)会費の徴収について、(461)会費の徴収について、(462)会費の徴収について、(463)会費の徴収について、(464)会費の徴収について、(465)会費の徴収について、(466)会費の徴収について、(467)会費の徴収について、(468)会費の徴収について、(469)会費の徴収について、(470)会費の徴収について、(471)会費の徴収について、(472)会費の徴収について、(473)会費の徴収について、(474)会費の徴収について、(475)会費の徴収について、(476)会費の徴収について、(477)会費の徴収について、(478)会費の徴収について、(479)会費の徴収について、(480)会費の徴収について、(481)会費の徴収について、(482)会費の徴収について、(483)会費の徴収について、(484)会費の徴収について、(485)会費の徴収について、(486)会費の徴収について、(487)会費の徴収について、(488)会費の徴収について、(489)会費の徴収について、(490)会費の徴収について、(491)会費の徴収について、(492)会費の徴収について、(493)会費の徴収について、(494)会費の徴収について、(495)会費の徴収について、(496)会費の徴収について、(497)会費の徴収について、(498)会費の徴収について、(499)会費の徴収について、(500)会費の徴収について、(501)会費の徴収について、(502)会費の徴収について、(503)会費の徴収について、(504)会費の徴収について、(505)会費の徴収について、(506)会費の徴収について、(507)会費の徴収について、(508)会費の徴収について、(509)会費の徴収について、(510)会費の徴収について、(511)会費の徴収について、(512)会費の徴収について、(513)会費の徴収について、(514)会費の徴収について、(515)会費の徴収について、(516)会費の徴収について、(517)会費の徴収について、(518)会費の徴収について、(519)会費の徴収について、(520)会費の徴収について、(521)会費の徴収について、(522)会費の徴収について、(523)会費の徴収について、(524)会費の徴収について、(525)会費の徴収について、(526)会費の徴収について、(527)会費の徴収について、(528)会費の徴収について、(529)会費の徴収について、(530)会費の徴収について、(531)会費の徴収について、(532)会費の徴収について、(533)会費の徴収について、(534)会費の徴収について、(535)会費の徴収について、(536)会費の徴収について、(537)会費の徴収について、(538)会費の徴収について、(539)会費の徴収について、(540)会費の徴収について、(541)会費の徴収について、(542)会費の徴収について、(543)会費の徴収について、(544)会費の徴収について、(545)会費の徴収について、(546)会費の徴収について、(547)会費の徴収について、(548)会費の徴収について、(549)会費の徴収について、(550)会費の徴収について、(551)会費の徴収について、(552)会費の徴収について、(553)会費の徴収について、(554)会費の徴収について、(555)会費の徴収について、(556)会費の徴収について、(557)会費の徴収について、(558)会費の徴収について、(559)会費の徴収について、(560)会費の徴収について、(561)会費の徴収について、(562)会費の徴収について、(563)会費の徴収について、(564)会費の徴収について、(565)会費の徴収について、(566)会費の徴収について、(567)会費の徴収について、(568)会費の徴収について、(569)会費の徴収について、(570)会費の徴収について、(571)会費の徴収について、(572)会費の徴収について、(573)会費の徴収について、(574)会費の徴収について、(575)会費の徴収について、(576)会費の徴収について、(577)会費の徴収について、(578)会費の徴収について、(579)会費の徴収について、(580)会費の徴収について、(581)会費の徴収について、(582)会費の徴収について、(583)会費の徴収について、(584)会費の徴収について、(585)会費の徴収について、(586)会費の徴収について、(587)会費の徴収について、(588)会費の徴収について、(589)会費の徴収について、(590)会費の徴収について、(591)会費の徴収について、(592)会費の徴収について、(593)会費の徴収について、(594)会費の徴収について、(595)会費の徴収について、(596)会費の徴収について、(597)会費の徴収について、(598)会費の徴収について、(599)会費の徴収について、(600)会費の徴収について、(601)会費の徴収について、(602)会費の徴収について、(603)会費の徴収について、(604)会費の徴収について、(605)会費の徴収について、(606)会費の徴収について、(607)会費の徴収について、(608)会費の徴収について、(609)会費の徴収について、(610)会費の徴収について、(611)会費の徴収について、(612)会費の徴収について、(613)会費の徴収について、(614)会費の徴収について、(615)会費の徴収について、(616)会費の徴収について、(617)会費の徴収について、(618)会費の徴収について、(619)会費の徴収について、(620)会費の徴収について、(621)会費の徴収について、(622)会費の徴収について、(623)会費の徴収について、(624)会費の徴収について、(625)会費の徴収について、(626)会費の徴収について、(627)会費の徴収について、(628)会費の徴収について、(629)会費の徴収について、(630)会費の徴収について、(631)会費の徴収について、(632)会費の徴収について、(633)会費の徴収について、(634)会費の徴収について、(635)会費の徴収について、(636)会費の徴収について、(637)会費の徴収について、(638)会費の徴収について、(639)会費の徴収について、(640)会費の徴収について、(641)会費の徴収について、(642)会費の徴収について、(643)会費の徴収について、(644)会費の徴収について、(645)会費の徴収について、(646)会費の徴収について、(647)会費の徴収について、(648)会費の徴収について、(649)会費の徴収について、(650)会費の徴収について、(651)会費の徴収について、(652)会費の徴収について、(653)会費の徴収について、(654)会費の徴収について、(655)会費の徴収について、(656)会費の徴収について、(657)会費の徴収について、(658)会費の徴収について、(659)会費の徴収について、(660)会費の徴収について、(661)会費の徴収について、(662)会費の徴収について、(663)会費の徴収について、(664)会費の徴収について、(665)会費の徴収について、(666)会費の徴収について、(667)会費の徴収について、(668)会費の徴収について、(669)会費の徴収について、(670)会費の徴収について、(671)会費の徴収について、(672)会費の徴収について、(673)会費の徴収について、(674)会費の徴収について、(675)会費の徴収について、(676)会費の徴収について、(677)会費の徴収について、(678)会費の徴収について、(679)会費の徴収について、(680)会費の徴収について、(681)会費の徴収について、(682)会費の徴収について、(683)会費の徴収について、(684)会費の徴収について、(685)会費の徴収について、(686)会費の徴収について、(687)会費の徴収について、(688)会費の徴収について、(689)会費の徴収について、(690)会費の徴収について、(691)会費の徴収について、(692)会費の徴収について、(693)会費の徴収について、(694)会費の徴収について、(695)会費の徴収について、(696)会費の徴収について、(697)会費の徴収について、(698)会費の徴収について、(699)会費の徴収について、(700)会費の徴収について、(701)会費の徴収について、(702)会費の徴収について、(703)会費の徴収について、(704)会費の徴収について、(705)会費の徴収について、(706)会費の徴収について、(707)会費の徴収について、(708)会費の徴収について、(709)会費の徴収について、(710)会費の徴収について、(711)会費の徴収について、(712)会費の徴収について、(713)会費の徴収について、(714)会費の徴収について、(715)会費の徴収について、(716)会費の徴収について、(717)会費の徴収について、(718)会費の徴収について、(719)会費の徴収について、(720)会費の徴収について、(721)会費の徴収について、(722)会費の徴収について、(723)会費の徴収について、(724)会費の徴収について、(725)会費の徴収について、(726)会費の徴収について、(727)会費の徴収について、(728)会費の徴収について、(729)会費の徴収について、(730)会費の徴収について、(731)会費の徴収について、(732)会費の徴収について、(733)会費の徴収について、(734)会費の徴収について、(735)会費の徴収について、(736)会費の徴収について、(737)会費の徴収について、(738)会費の徴収について、(739)会費の徴収について、(740)会費の徴収について、(741)会費の徴収について、(742)会費の徴収について、(743)会費の徴収について、(744)会費の徴収について、(745)会費の徴収について、(746)会費の徴収について、(747)会費の徴収について、(748)会費の徴収について、(749)会費の徴収について、(750)会費の徴収について、(751)会費の徴収について、(752)会費の徴収について、(753)会費の徴収について、(754)会費の徴収について、(755)会費の徴収について、(756)会費の徴収について、(757)会費の徴収について、(758)会費の徴収について、(759)会費の徴収について、(760)会費の徴収について、(761)会費の徴収について、(762)会費の徴収について、(763)会費の徴収について、(764)会費の徴収について、(765)会費の徴収について、(766)会費の徴収について、(767)会費の徴収について、(768)会費の徴収について、(769)会費の徴収について、(770)会費の徴収について、(771)会費の徴収について、(772)会費の徴収について、(773)会費の徴収について、(774)会費の徴収について、(775)会費の徴収について、(776)会費の徴収について、(777)会費の徴収について、(778)会費の徴収について、(779)会費の徴収について、(780)会費の徴収について、(781)会費の徴収について、(782)会費の徴収について、(783)会費の徴収について、(784)会費の徴収について、(785)会費の徴収について、(786)会費の徴収について、(787)会費の徴収について、(788)会費の徴収について、(789)会費の徴収について、(790)会費の徴収について、(791)会費の徴収について、(792)会費の徴収について、(793)会費の徴収について、(794)会費の徴収について、(795)会費の徴収について、(796)会費の徴収について、(797)会費の徴収について、(798)会費の徴収について、(799)会費の徴収について、(800)会費の徴収について、(801)会費の徴収について、(802)会費の徴収について、(803)会費の徴収について、(804)会費の徴収について、(805)会費の徴収について、(806)会費の徴収について、(807)会費の徴収について、(808)会費の徴収について、(809)会費の徴収について、(810)会費の徴収について、(811)会費の徴収について、(812)会費の徴収について、(813)会費の徴収について、(814)会費の徴収について、(815)会費の徴収について、(816)会費の徴収について、(817)会費の徴収について、(818)会費の徴収について、(819)会費の徴収について、(820)会費の徴収について、(821)会費の徴収について、(822)会費の徴収について、(823)会費の徴収について、(824)会費の徴収について、(825)会費の徴収について、(826)会費の徴収について、(827)会費の徴収について、(828)会費の徴収について、(829)会費の徴収について、(830)会費の徴収について、(831)会費の徴収について、(832)会費の徴収について、(833)会費の徴収について、(834)会費の徴収について、(835)会費の徴収について、(836)会費の徴収について、(837)会費の徴収について、(838)会費の徴収について、(839)会費の徴収について、(840)会費の徴収について、(841)会費の徴収について、(842)会費の徴収について、(843)会費の徴収について、(844)会費の徴収について、(845)会費の徴収について、(846)会費の徴収について、(847)会費の徴収について、(848)会費の徴収について、(849)会費の徴収について、(850)会費の徴収について、(851)会費の徴収について、(852)会費の徴収について、(853)会費の徴収について、(854)会費の徴収について、(855)会費の徴収について、(856)会費の徴収について、(857)会費の徴収について、(858)会費の徴収について、(859)会費の徴収について、(860)会費の徴収について、(861)会費の徴収について、(862)会費の徴収について、(863)会費の徴収について、(864)会費の徴収について、(865)会費の徴収について、(866)会費の徴収について、(867)会費の徴収について、(868)会費の徴収について、(869)会費の徴収について、(870)会費の徴収について、(871)会費の徴収について、(872)会費の徴収について、(873)会費の徴収について、(874)会費の徴収について、(875)会費の徴収について、(876)会費の徴収について、(877)会費の徴収について、(878)会費の徴収について、(879)会費の徴収について、(880)会費の徴収について、(881)会費の徴収について、(882)会費の徴収について、(883)会費の徴収について、(884)会費の徴収について、(885)会費の徴収について、(886)会費の徴収について、(887)会費の徴収について、(888)会費の徴収について、(889)会費の徴収について、(890)会費の徴収について、(891)会費の徴収について、(892)会費の徴収について、(893)会費の徴収について、(894)会費の徴収について、(895)会費の徴収について、(896)会費の徴収について、(897)会費の徴収について、(898)会費の徴収について、(899)会費の徴収について、(900)会費の徴収について、(901)会費の徴収について、(902)会費の徴収について、(903)会費の徴収について、(904)会費の徴収について、(905)会費の徴収について、(906)会費の徴収について、(907)会費の徴収について、(908)会費の徴収について、(909)会費の徴収について、(910)会費の徴収について、(911)会費の徴収について、(912)会費の徴収について、(913)会費の徴収について、(914)会費の徴収について、(915)会費の徴収について、(916)会費の徴収について、(917)会費の徴収について、(918)会費の徴収について、(919)会費の徴収について、(920)会費の徴収について、(921)会費の徴収について、(922)会費の徴収について、(923)会費の徴収について、(924)会費の徴収について、(925)会費の徴収について、(926)会費の徴収について、(927)会費の徴収について、(928)会費の徴収について、(929)会費の徴収について、(930)会費の徴収について、(931)会費の徴収について、(932)会費の徴収について、(933)会費の徴収について、(934)会費の徴収について、(935)会費の徴収について、(936)会費の徴収について、(937)会費の徴収について、(938)会費の徴収について、(939)会費の徴収について、(940)会費の徴収について、(941)会費の徴収について、(942)会費の徴収について、(943)会費の徴収について、(944)会費の徴収について、(945)会費の徴収について、(946)会費の徴収について、(947)会費の徴収について、(948)会費の徴収について、(949)会費の徴収について、(950)会費の徴収について、(951)会費の徴収について、(952)会費の徴収について、(953)会費の徴収について、(954)会費の徴収について、(955)会費の徴収について、(956)会費の徴収について、(957)会費の徴収について、(958)会費の徴収について、(959)会費の徴収について、(960)会費の徴収について、(961)会費の徴収について、(962)会費の徴収について、(963)会費の徴収について、(964)会費の徴収について、(965)会費の徴収について、(966)会費の徴収について、(967)会費の徴収について、(968)会費の徴収について、(969)会費の徴収について、(970)会費の徴収について、(971)会費の徴収について、(972)会費の徴収について、(973)会費の徴収について、(974)会費の徴収について、(975)会費の徴収について、(976)会費の徴収について、(977)会費の徴収について、(978)会費の徴収について、(979)会費の徴収について、(980)会費の徴収について、(981)会費の徴収について、(982)会費の徴収について、(983)会費の徴収について、(984)会費の徴収について、(985)会費の徴収について、(986)会費の徴収について、(987)会費の徴収について、(988)会費の徴収について、(989)会費の徴収について、(990)会費の徴収について、(991)会費の徴収について、(992)会費の徴収について、(993)会費の徴収について、(994)会費の徴収について、(995)会費の徴収について、(996)会費の徴収について、(997)会費の徴収について、(998)会費の徴収について、(999)会費の徴収について、(1000)会費の徴収について、(1001)会費の徴収について、(1002)会費の徴収について、(1003)会費の徴収について、(1004)会費の徴収について、(1005)会費の徴収について、(1006)会費の徴収について、(1007)会費の徴収について、(1008)会費の徴収について、(1009)会費の徴収について、(1010)会費の徴収について、(1011)会費の徴収について、(1012)会費の徴収について、(1013)会費の徴収について、(1014)会費の徴収について、(1015)会費の徴収について、(1016)会費の徴収について、(1017)会費の徴収について、(1018)会費の徴収について、(1019)会費の徴収について、(1020)会費の徴収について、(1021)会費の徴収について、(1022)会費の徴収について、(1023)会費の徴収について、(1024)会費の徴収について、(1025)会費の徴収について、(1026)会費の徴収について、(1027)会費の徴収について、(1028)会費の徴収について、(1029)会費の徴収について、(1030)会費の徴収について、(1031)会費の徴収について、(1032)会費の徴収について、(1033)会費の徴収について、(1034)会費の徴収について、(1035)会費の徴収について、(1036)会費の徴収について、(1037)会費の徴収について、(1038)会費の徴収について、(1039)会費の徴収について、(1040)会費の徴収について、(1041)会費の徴収について、(1042)会費の徴収について、(1043)会費の徴収について、(1044)会費の徴収について、(1045)会費の徴収について、(1046)会費の徴収について、(1047)会費の徴収について、(1048)会費の徴収について、(1049)会費の徴収について、(1050)会費の徴収について、(1051)会費の徴収について、(1052)会費の徴収について、(1053)会費の徴収について、(1054)会費の徴収について、(1055)会費の徴収について、(1056)会費の徴収について、(1057)会費の徴収について、(1058)会費の徴収について、(1059)会費の徴収について、(1060)会費の徴収について、(1061)会費の徴収について、(1062)会費の徴収について、(1063)会費の徴収について、(1064)会費の徴収について、(1065)会費の徴収について、(1066)会費の徴収について、(1067)会費の徴収について、(1068)会費の徴収について、(1069)会費の徴収について、(1070)会費の徴収について、(1071)会費の徴収について、(1072)会費の徴収について、(1073)会費の徴収について、(1074)会費の徴収について、(1075)会費の徴収について、(1076)会費の徴収について、(1077)会費の徴収について、(1078)会費の徴収について、(1079)会費の徴収について、(1080)会費の徴収について、(1081)会費の徴収について、(1082)会費の徴収について、(1083)会費の徴収について、(1084)会費の徴収について、(1085)会費の徴収について、(1086)会費の徴収について、(1087)会費の徴収について、(1088)会費の徴収について、(1089)会費の徴収について、(1090)会費の徴収について、(1091)会費の徴収について、(1092)会費の徴収について、(1093)会費の徴収について、(1094)会費の徴収について、(1095)会費の徴収について、(1096)会費の徴収について、(1097)会費の徴収について、(1098)会費の徴収について、(1099)会費の徴収について、(1100)会費の徴収について、(1101)会費の徴収について、(1102)会費の徴収について、(1103)会費の徴収について、(1104)会費の徴収について、(1105)会費の徴収について、(1106)会費の徴収について、(1107)会費の徴収について、(1108)会費の徴収について、(1109)会費の徴収について、(1110)会費の徴収について、(1111)会費の徴収について、(1112)会費の徴収について、(1113)会費の徴収について、(1114)会費の徴収について、(1115)会費の徴収について、(1116)会費の徴収について、(1117)会費の徴収について、(1118)会費の徴収について、(1119)会費の徴収について、(1120)会費の徴収について、(1121)会費の徴収について、(1122)会費の徴収について、(1123)会費の徴収について、(1124)会費の徴収について、(1125)会費の徴収について、(1126)会費の徴収について、(1127)会費の徴収について、(1128)会費の徴収について、(1129)会費の徴収について、(1130)会費の徴収について、(1131)会費の徴収について、(1132)会費の徴収について、(1133)会費の徴収について、(1134)会費の徴収について、(1135)会費の徴収について、(1136)会費の徴収について、(1137)会費の徴収について、(1138)会費の徴収について、(1139)会費の徴収について、(1140)会費の徴収について、(1141)会費の徴収について、(1142)会費の徴収について、(1143)会費の徴収について、(1144)会費の徴収について、(1145)会費の徴収について、(1146)会費の徴収について、(1147)会費の徴収について、(1148)会費の徴収について、(1149)会費の徴収について、(1150)会費の徴収について、(1151)会費の徴収について、(1152)会費の徴収について、(1153)会費の徴収について、(1154)会費の徴収について、(1155)会費の徴収について、(1156)会費の徴収について、(1157)会費の徴収について、(1158)会費の徴収について、(1159)会費の徴収について、(1160)会費の徴収について、(1161)会費の徴収について、(1162)会費の徴収について、(1163)会費の徴収について、(1164)会費の徴収について、(1165)会費の徴収について、(1166)会費の徴収について、(1167)会費の徴収について、(1168)会費の徴収について、(1169)会費の徴収について、(1170)会費の徴収について、(1171)会費の徴収について、(1172)会費の徴収について、(1173)会費の徴収について、(1174)会費の徴収について、(1175)会費の徴収について、(1176)会費の徴収について、(1177)会費の徴収について、(1178)会費の徴収について、(1179)会費の徴収について、(1180)会費の徴収について、(1181)会費の徴収について、(1182)会費の徴収について、(1183)会費の徴収について、(1184)会費の徴収について、(1185)会費の徴収について、(1186)会費の徴収について、(1187)会費の徴収について、(1188)会費の徴収について、(1189)会費の徴収について、(1190)会費の徴収について、(1191)会費の徴収について、(1192)会費の徴収について、(1193)会費の徴収について、(1194)会費の徴収について、(1195)会費の徴収について、(1196)会費の徴収について、(1197)会費の徴収について、(1198)会費の徴収について、(1199)会費の徴収について、(1200)会費の徴収について、(1201)会費の徴収について、(1202)会費の徴収について、(1203)会費の徴収について、(1204)会費の徴収について、(1205)会費の徴収について、(1206)会費の徴収について、(1207)会費の徴収について、(1208)会費の徴収について、(1209)会費の徴収について、(1210)会費の徴収について、(1211)会費の徴収について、(1212)会費の徴収について、(1213)会費の徴収について、(1214)会費の徴収について、(1215)会費の徴収について、(1216)会費の徴収について、(1217)会費の徴収について、(1218)会費の徴収について、(1219)会費の徴収について、(1220)会費の徴収について、(1221)会費の徴収について、(1222)会費の徴収について、(1223)会費の徴収について、(1224)会費の徴収について、(1225)会費の徴収について、(1226)会費の徴収について、(1227)会費の徴収について、(1228)会費の徴収について、(1229)会費の徴収について、(1230)会費の徴収について、(1231)会費の徴収について、(1232)会費の徴収について、(1233)会費の徴収について、(1234)会費の徴収について、(1235)会費の徴収について、(1236)会費の徴収について、(1237)会費の徴収について、(1238)会費の徴収について、(1239)会費の徴収について、(1240)会費の徴収について、(1241)会費の徴収について、(1242)会費の徴収について、(1243)会費の徴収について、(1244)会費の徴収について、(1245)会費の徴収について、(1246)会費の徴収について、(1247)会費の徴収について、(1248)会費の徴収について、(1249)会費の徴収について、(1250)会費の徴収について、(1251)会費の徴収について、(1252)会費の徴収について、(1253)会費の徴収について、(1254)会費の徴収について、(1255)会費の徴収について、(1256)会費の徴収について、(1257)会費の徴収について、(1258)会費の徴収について、(1259)会費の徴収について、(1260)会費の徴収について、(1261)会費の徴収について、(1262)会費の徴収について、(1263)会費の徴収について

北から・南から　各地支部だより

関大奈良倶楽部

会長に浦田善之氏を選出　百三十名が集い再発足

校友会奈良県支部を再建し、新たに「関大奈良倶楽部」として発足する創立総会が、六月六日午後三時から新緑に包まれた独特のたたずまいを誇る「奈良ホテル」において、県下の校友百二十二名の参加を得て盛大に開催された。

これは、創立九十周年記念を機に再燃してきた本部の組織推進策に呼応したもので、先般来県下在住の校友有志（上田副知事、竹林前公安委員長、紺家市収入役、中沢近鉄関大会長、大橋関六野球連盟理事長、吉田市清美公社専務）が発起人となり準備を進めていた。

当日は、映画「関西大学＝青春の群像」を上映し、母校の現状を懐しんだあと総会議事に入った。

発起人を代表して上田繁潔氏（奈良県副知事）から発足の目的経過について趣旨説明がなされ、議長に紺家稔氏（奈良市収入役）を選出して、会則の制定を原案どおり承認し、役員の選出について次のとおり満場一致で選出を行った。

今回はことに奈良市内に在住または勤務の校友を中心に発足したのであり、今後これを県下の校友に呼びかけ加入を推進することとした。

総会終了後、会員の懇親をかねて立食パーティーを行い、校友相互の親睦交歓をはかり、来年の再会を約して午後六時散会した。

なお、校友会本部から樫本信雄会長、坂本龍夫副会長、藤本道人事務局次長が来賓として出席し、お祝いと激励を行った。

新役員の顔ぶれは次のとおりである。

【会長】浦田善之（学校法人愛農学園農業高校理事長）
【副会長】桜井忠良（田原本町長）大橋正信（関西六大学野球連盟理事長）植田庄一（奈良県庁秀麗会会長）武内英司（奈良市役所薬の園会長）森田功（森田会計事務所所長）
【顧問】樫本信雄（校友会長）林孝矩（衆議院議員）田中廣作（元代議士、弁護士）上田繁潔（奈良県副知事）紺家稔（奈良市収入役）中沢俊雄（近鉄関大会会長）竹林直信（前奈良県公安委員長）吉田孝雄（奈良市清美公社専務理事）

奈良県下に在住または勤務の校友で加入希望の方は左記事務局へお申込み下さい。

〒六三〇　奈良市高天町四八　森田ビル内　関大奈良倶楽部事務局まで。

再建総会を開いた関大奈良倶楽部

新卒加入の会員を激勧する自動車関大会総会

役員の改選を行った天六同友会総会

山陰路で総会を行った堺市役所関友会

湖東の村雲御所で

関大大阪倶楽部春の総会

関大大阪倶楽部（理事長大月伸氏）の春の総会は、六月十二日近江八幡市の八幡山村雲御所で開催した。

梅雨晴れに恵まれて一行五十名同伴組が八組をかぞえ、大月夫人も満悦である。名神でバスが八幡山麓に着いたのが予定どおり十一時、ロープウェイで運ばれた山上は石垣が広く築かれて城趾の名残をとどめている。

村雲御所瑞竜寺は、豊臣秀次の菩提寺でもと京都にあったが、昭和三十七年、秀次四十三万石の城跡八幡山頂に移建されたもので由緒ある門跡寺院だけに菊の紋章がさんぜんと光っている。

執事長英法尼は宝塚少女歌劇や新劇女優として華やかな舞台に立った桜緋紗子さんそのひと。よく通るきれいな声での説明もよく、琵琶湖を見わたす山上の四囲の眺めもすばらしい。客殿で「仏門に帰依して」と題して英法尼が仏門に入った動機や心境を淡々と語るのを聴いて、きびしい修行に耐えぬいた女人の姿に頭の下がるものがあった。

総会は、同客殿で開催、大月理事長から春の叙勲受章の高橋孟、西村治三郎両氏に祝意を表して記念品を贈ることになった。

村雲弁当で昼食ののち、午後の見学場所の安土城趾は、連日の雨で登坂難渋のため、八幡城趾の村雲御所からはるかに安土城趾を望見して、横田健一教授の講話に耳を傾けた。戦国の英雄信長が、天正四年（一五七六）に、丹羽秀長を総奉行として三年の歳月を費し、日本最初の天守閣をもった豪壮な城が、完成後間もなく本能寺の変で信長は討たれ、二週間後天主閣はじめ城郭から城下町まで灰燼に帰した。それから今年は四〇〇年になる。いまは木々に囲まれた大きな石垣が昔の名残りを偲ぶことができると、興味深い史談であった。

なお当日の村雲御所参観のシーンは、七月十一日午前六時三十分読売テレビに放映された。

大庭教授の講演を聴く

関大法曹会総会

関大法曹会（植垣幸雄幹事長）の昭和五十一年度春季総会は、六月二十五日午後五時半から、大阪中津「東洋ホテル」に四十数名が集まり盛大に開かれた。

関大法曹会では、親睦とともに時宜を得た講演を聴くことによってより有意義な効果を挙げており、今回は母校文学部大庭脩教授を招き、「始皇帝と孔子」と題し、東洋史学の権威たる教授から、現代中国思想に伝わる始皇帝、孔子の人物像、価値観を詳しく講話され好評を博した。

つづいて開かれた総会では、和田副幹事長の進行で、まず植垣幹事長より弁護士会役員として果たされている校友に謝意を表し一層の活躍のもとに母校の名誉を高からしめたい旨の挨拶があった。

因みに大阪弁護士会役員として五十年度は、会長に棚野誠幸、副会長に和田栄重、総会議長に植田完治、監事に稲垣三郎の各校友が、また五十一年度は副会長に中西清一、監事に西昭、総会議長に藤原光一、常議員議長に田村徳夫の各校友が活躍されている。

当日は、母校から明石学長、高島法学部長が、本部から樫本会長が出席、近況を報告されたほか、会計報告和田副幹事長からなされ、百万円を突破した昨年の校友募金等を含め、本部に対しても多大な協力の姿が伺われた。

なお任期満了による役員の改選は次期の秋季総会にはかることで一致した。

新会長に大森氏

天六同友会51年度総会

天六同友会では、五十一年度の総会を去る六月十二日午後五時から大阪市上本町九丁目の郵便貯金会館で開催した。

当日は、総会前に会員の園田実氏が講師となって「現在の政況情況」と題する卓話を行い、国内外、大阪府市政にまで言及するなど、社会党大阪府連の副委員長の立場をこえて、幅広い話題で会員を魅了した。来賓の樫本校友会長も「彼の話を聞かなきゃいけない」と早々に来場され、会員を驚かしていた。

今回は、役員改選を含む重要な総会であったことと、各幹事の熱心な案内勧誘で出席会員も五十名を越える盛況で、新会長に大森俊次氏、副会長に千歳兒郎、畑下辰典両氏、幹事長神戸善弘氏（留任）とスムーズに三役を選出し、新幹事の選出も拍手のうちに終わった。

事業計画の方も、校友会でもユニークな会報発行に力をそそぐとともに、親睦小旅行などの行事も積極的に取組むよう確認し、とくに「大学創立百周年への提言委員会」を早急に発足することとしたのが注目される。

当日、会員もちより品によるオークションは、司会にひきつづいて丸岡幹事のリードで催されたが五万円を越える盛況であった。

新幹事にはつぎの十三氏が選ばれた。

植田喜一、望月桂、渡辺斌、丸岡武、神戸善弘、江村淳三、長島邦光、下垣邦彦、西庄俊三、筒井孝一、竹村吉久、小島秀明、横畠正秀の各氏。

ほかに、監事に山木守昭、園田実の両氏。

なお、前会長金本朝一氏には、会から記念品が贈呈されたが、「今後とも会長経験者といえども一会員に戻って会を盛り立てるべきで、顧問、参与などの役職はつくらない」という申合せがあり、気取らない天六同友会らしいさわやかな役員交替風景だった。

当日の出席者次の通り。（卒業年次順）

金本朝一、沖行雄、鈴木俊郎、畑下辰典、山本守昭、畑森久三、康承石、植田喜一、大森俊次、望月桂、竹本啓介、吉井俊夫、李昌烈、西村公郎、前田健郎、丸岡武、宮川竜太郎、細川嘉彦、樋口徹雄、渡辺斌、吉田泰嵩、神戸善弘、松本茂、土谷一郎、桜井宗一、小倉喜八郎、江村淳三、金田昌介、岩崎善一、園田実、上西重清、長島邦光、中野孝義、三宅隆雄、浅田義信、藤本道人、下垣邦彦、西庄俊三、戸田幸範、吉岡欣三、筒井孝一、西谷孝幸、水上義博、佐和田丸、竹村吉久、小島秀明、横畠正秀、泉田康視

会長に佐々木氏を再選

会旗を制定した修士会

関西大学修士会（佐々木砂夫会長）の昭和五十一年度総会は、六月二十六日午後三時から大阪コクサイホテル「ちとせの間」において、大学院出身の校友百数十名の出席を得て盛大に催された。

当日は法人久井忠雄理事長をはじめ、大学院より田中義信教授、田中行雄教授、浜瀬普雄事務長のご臨席を得、また校友網本浩幸弁護士の特別講演があった。総会では昭和五十一年版二〇〇〇名収録の会員名簿が配布され、さらに当日の重要議題である任期満了にともなう役員の改選が行われ、佐々木砂夫氏の会長再選を満場一致で決定した。なお新役員は左記の顔ぶれと決った。

当日午後一時から総会に先立ち同会場において佐々木砂夫氏寄贈になる修士会旗の入魂式が荘厳にとり行われた。

（参与）安藤貞雄　藤井昭三　松井信雄　有福健
（会長）佐々木砂夫（副会長）泉本正隆　上田達三　横山清美　天井一夫　藤井拓蔵（常任理事）津川正幸　池田栄太郎　細木孝雄　太田滋夫　浅田正雄　日野上輝夫（理事）正木明　石川昌司　磯部靖三　大前英世　福尾敏　楠正君　川上吉守　坂本悠貴雄　木村雄二郎　北村宗久　大内辰郎　宮下文彬　網本浩幸　花川栄一　沼田弘一　祝前俊宏（監事）郭長城　沢勲　杉本光伸

「春秋会」懇親集い

去る五月二十二日午後六時より南地割烹「花和清」において、昭和十四年大卒、春秋会の春の懇親会を開催した。

校友会本部より村上副会長、藤本事務局次長が出席された。詳しく大学の近況の説明を聞き、感銘深く大学の近況の説明を聞き、感銘深く閉宴懇談に入り、学生時代の懐古談に花が咲き、笑声、歓声、珍芸が続出して時を過ごした。終宴に際し、学歌を唱和し、盛会裡に秋の再会を約して散会した。

出席者（敬称略順不同）

麻植福雄、甲斐勇夫、小林正立、田口頼賢、高見寿之、平島広、多羅尾敏夫、田中誠逸、堂浦詢爾、戸部智夫、西野義輝、平井芳雄、増田種徳、松尾府、真柄研一、安原熊雄、甲下重彦、山本寅之助、四井義規、吉田勝、飯尾勘次郎、

竹田氏の叙勲祝賀会

春の叙勲で、アマ相撲振興の功績により関西で初めて勲五等双光旭日章を授賞された竹田繁七OBの栄光を讃え、関西相撲連盟、西日本学生相撲連盟および大阪相撲連盟の共催による祝賀の集いが六月六日午後六時三〇分から東洋ホテルにおいて開催された。

当日は、三連盟関係関係者、本学相撲部後援会岡崎会長以下本学OBを含め約八〇名が集まり、学歌・越還歌の演奏の後、関西相撲連盟会長の挨拶、来賓祝辞そして謝辞と型どおりに進んだ。

祝宴に移ってからも、樫本校友会長や相撲部OBをはじめ学生相撲愛好団体の「よしみ会」その他各方面からの祝辞や往時のエピソードの公開・祝電の披露そして相撲甚句・河内音頭等隠し芸も飛び出し祝賀の宴にふさわしいふん囲気をかもし出した。とりわけ、日頃はあまり笑顔を見せない竹田OBもこの日ばかりは終止ピス顔であり、また時には感涙にむせんでおられるご様子だった。

八時三〇分過ぎ、西日本学生相撲連盟会長による閉宴の辞および竹田OBのご健康とご長寿を祈願し、盛会裡に宴を閉じた。

なお、当日は樫本校友会長のほか、相撲部後援会からは、赤野正男、今枝徳蔵、岩佐三郎、岡崎訓治、鍵田好美、寒川喜一、北尾良一、田中聡行、東鈴頼義、西村日吉、浜口仁二、平野孝行、山口多賀蔵の諸氏が出席した。

（報告　浜口仁二）

竹田繁七氏叙勲祝賀会でお祝のあいさつをする樫本会長

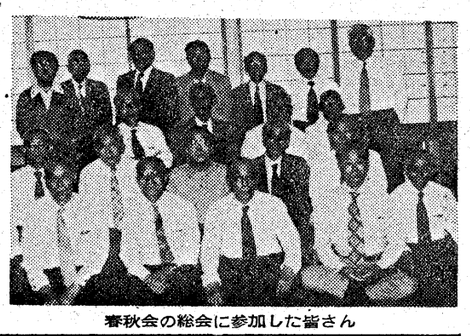
春秋会の総会に参加した皆さん

十年ぶりに総会を開く

関西相銀秀麗会

関西相銀秀麗会は、七月三日午後五時から、北区堂山町のニュー弁天で五十一年度総会を開いた。

校友会から坂本副会長が出席され、会員五十名が参加した。

わが相銀秀麗会は久しく会がとだえているうち新卒会員が年々増えて九十七名。総会開催の機運が高まり、十年ぶりの総会であると浅井世話人代表の経過報告であった。

根本会長から、同窓相協力して社業の成績を挙げ、母校の名を恥かしめないよう努めたいとのあいさつがあり、坂本校友会副会長は母校の創立九十周年記念事業募金についての協力を要請するとともに、全会員の校友会終身会費の払込みを特に要請した。

神戸支店長日光氏の音頭で乾杯して開宴、宴たけなわになるにしたがい応援歌、逍遥歌と、つぎつぎ蛮声がこだました。最後に学歌斉唱、万歳三唱で午後八時幕を閉じた。

なお役員は次の通り決定した。

会長　根本弘（審査部・昭27学一法）
副会長　日光健（神戸支店・昭32学一経）
同　浅井滋郎（顧客サービス部昭33学一商）
他委員十二名

湖東村雲御所で総会を開いた関大大阪倶楽部

大庭教授の講演を聞いた関大法曹会の集い

新会員名簿できる

30社二九二名を登載

自動車関大会総会

自動車関大会（会長大橋博日産チェリー大阪販売㈱専務）の第十一回総会は、六月十八日午後七時から恒例のミュンヘン南大使館に約六十名が参加して盛大に開催された。

当日は本部から坂本副会長、畑下事業部長、藤本事務局次長が、また母校からお馴染の自動車部顧問、工学部教授田中行雄氏らが臨席、母校ならびに本部の近況を報告。ことに本年度は新役員選出による初めての事業計画を立てたので、なかでも四年目ごとに発行する全卒業生収載の「校友名簿」（51年版）発行に対する協力を要請した。

自動車関大会では、日頃敵味方になって血みどろの販売合戦を繰り返えす校友同士が、一夕を〝関大同窓の胞〟として歓談するもので、他の団体にみられないユニークな会として注目され、遂に昨年秋の校友総会では優秀職域の表彰を受けた。

こうした実績を裏付ける「自動車関大会名簿」（昭和51年3月）がこのたび氏名、住所、電話、所属の順に詳細に登載し、その勢力の偉大さを立証している。

また今次の新卒加入の会員十一名も招待され、先輩の激励を受けた。

関西相銀秀麗会の総会

八尾支部のゴルフコンペで優勝カップの授与

千島氏が連続優勝

八尾支部長杯ゴルフコンペ

八尾支部（水野高蔵支部長）で支部校友の親睦をはかるため五月二十一日、名阪チサンカントリークラブで第二回ゴルフコンペを開催した。当日は雨と戦いながらも総勢熱戦が繰りひろげられた。

千島不二雄氏（昭28学一経）がネット72で連続して優勝し、黄金に輝く支部長杯優勝カップを再度手にした。

懇親会では、先輩、後輩わきあい歓談のうちに成績発表と賞品の授与が行われた。

次回からハンディキャップは、キャロウェイ方式を採用することになり、次回のコンペは八月頃に開催することになった。参加希望者は支部長（三二一〇八六四）まで電話されたし。

66名が三朝温泉で総会

堺市役所関友会

堺市役所関友会（会員百六十五名）では、六月五日、六日にわたって定期総会兼旅行親睦会を鳥取県三朝温泉で大野博・大丸敏夫・辻哲朗三市会議員（当会顧問）を含む六十六名の参加を得て開催。

五日昼過ぎ貸切バス二台で堺市役所前を出発し阪神高速、中国縦貫道、人形峠を経て三朝温泉グランドホテル「山朝」へ。ホテルで総会を開き、会計報告ならびに監査報告を全会一致で承認し、役員改選を行い、校歌合唱し乾杯の上宴会を行った。

六日は、大仙寺を参拝、桝水高原、鏡ヶ成を見物し、蒜山高原で昼食をして一日を楽しんだ。

新役員は次のとおり。

【会長】佐々木森康（留）
【副会長】荷岡昌道（留）、植村芳治（留）
【幹事長】中村幸夫（留）
【会計幹事】鈴木良二（留）
【幹事】木村義和（留）、藤本健二（留）、松本章（留）、永原達也（新）、松田昭（留）
【監査】中谷好雄（留）、北川了一（留）
【世話人】守屋昌治（留）、宮脇和夫（新）、吉田力造（留）、浅井武（留）、杉村吉正（留）、木村義和（兼留）、服部輝（留）、吉井寛治（留）、藤本健二（兼留）、奥田豊（新）、井口利喜夫（留）、関谷往二（留）、植田博之（留）、岸寛治（留）、和田好朗（留）、田中範雄（留）、鈴木良二（兼留）、松本章（兼留）、永原達也（兼新）、塩野益三（留）、松田昭（兼留）、西正博（留）

九州路で総会

関西大学十七会

関西大会十七会（旧制学部昭和十七年卒業の同期会、会長伊藤六祐氏）の昭和五十一年度総会は、六月十二日午後四時九州博多都ホテルロビーに集合、当ホテル中沢最高の部屋で総会ならびに懇親会を開き、デラックスムードに一層懇親の実をあげた。

今回は参加人員二十三名、夫婦連れあり、適齢期の令嬢を連れるものあり、家族的ふん囲気に溢れ翌日もめいめい自由に北九州観光を楽しみ帰阪した。

内外国特許・商標・出願全般
鈴木国際特許事務所
所長・弁理士　鈴木武夫
大阪市西区西長堀南通二丁目九番地　藤村ビル二階
（四ツ橋交差点南50m東側）
（地下鉄四ツ橋線四ツ橋駅中央出入口隣）
電話　大阪　〇六（五三二）七四三二～七四三四　七四三五（所長宅）

大島特許事務所
所主　弁理士　大島武夫
弁理士　大島泰甫
大阪市西区江戸堀北通二丁目二十五番地（とみたビル）
電話（四四一）二一〇〇・一三九四（四四三）六一五〇

阿部甚吉
網本法律事務所
弁護士　網本浩幸
電話　〇六（201）〇五〇〇

弁護士　一軸浩幸
大阪市北区老松町二ノ二八
電話　〇六（364）〇二四一（代）

弁護士　宇津呂雄章
弁理士
大阪市東区唐物町四ノ五五
本町永和ビル二階
電話　〇六（253）〇〇六七（代）

上坂合同法律事務所
弁護士　上坂明
大阪市浪速区元町二ノ三ノ五
阪本ビル八階八〇二号
電話　〇六（633）五七七七（代）

弁護士　上原洋允
弁護士　吉野和昭
弁護士　中川秀三
弁護士　阪上健
大阪市北区梅ヶ枝町八一
大阪弁護士ビル四〇五
電話　〇六（364）〇三三一～四

弁護士　小林則夫
大阪市北区真砂町四一
電話　〇六（364）四六〇六

弁護士　岸井八束
大阪市東区北浜一ノ二七
中井ビル六階
電話　〇六（231）五八〇九

弁護士　木村吉治

弁護士　木村楢太郎
大阪市天王寺区上本町八ノ三九
（バス上六西側停留所前）
電話　〇六（771）六六一五～六

弁護士　川根洋三
大阪市北区梅ヶ枝町八一
大阪弁護ビル八一〇号室
電話　〇六（364）二〇〇一（代）

関西法律特許事務所
弁護士　村林隆一
弁護士　今中利昭
弁護士　宇多民夫
弁護士　吉原洋弘
弁護士　田村

暑中お見舞申し上げます
校友弁護士有志

弁護士　植垣幸雄
大阪市東区博労町二ノ四一
中博ビル
電話　〇六（261）五三七一

笹川法律事務所
弁護士　笹川俊彦
大阪市東区伏見町二ノ一九
Jビル五階五〇一号室
電話　〇六（228）〇〇八八（代）

弁護士　麻植福雄
大阪市北区樋上町三八藤ビル
電話　〇六（365）一一八三（代）
（自宅住吉区墓江西六丁目六五）
電話　〇六（673）三六四一

弁護士　澁川鶴蔵
大阪市北区絹笠町八
電話　〇六（364）五三四〇

弁護士　大月伸

押谷富三

弁護士　白井正實
大阪市東区備後町二ノ二一
野村ビル五階五〇三号室
電話　〇六（261）〇二六〇

近畿合同法律事務所
代表者
弁護士　下村末治
大阪市北区若松町三七
ニュレ若松ビル二四階
電話　〇六（363）七八八一～三

弁護士　加堂正一
大阪市福島区福島一ノ四ノ六
電話　〇六（451）六〇六二

関西大学校友会長
弁護士　樫本信雄

弁護士　田中藤作

関田政雄法律事務所
弁護士　関田政雄
弁護士　中山巧
大阪市北区絹笠町一六大江ビル
電話　〇六（364）〇九六七

情報の野村
世界の金融市場をつなぐ
〈野村〉のキャピタル・ロード。
昭和50年代。新秩序への胎動をはじめた世界経済。その動きは世界的なスケールで考える時代を迎えています。〈野村〉は、この時代のニーズに応えて、世界の金融市場をつなぐ大規模な資金循環のパイプ役としての務めを果しています。〈野村〉はいま〈野村〉のキャピタル・ロードを通じて、新しい世界経済のリーダーとして広く世界で活躍しています。
野村證券
本店　〒103 東京都中央区日本橋1－9－1
大阪支店　〒541 大阪市東区北浜2－26

自然と何かを始めよう。
世界の街を、大自然の中を、快適ライフの輪をひろげながら走りつづけるツバメ自転車。今話題のアルミ製テニスラケットなど、日本ではじめてリムを開発した信頼あるアラヤの技術が、いま自然と健康を愛する多くの人たちに親しまれています。
ツバメ自転車
アラヤ メタルラケット
新家工業株式会社
大阪市西淀川区竹島1－1
TEL 06-474-1313(代表)

ダイヤモンドホーローバス製造元
各種大型プレス・製缶事業
赤井物産株式会社

高級染料及び中間物製造販売元
神戸化学工業株式会社
大阪興業株式会社
新東生コンクリート工業株式会社
取締役社長　赤井常隆
本社　550 大阪市西区北堀江上通二丁目十番地
電話大阪（五三八）代表三六二一～六番
支店営業所　東京・名古屋・福岡
工場　静岡・川西・神戸

お時間拝借 校友あれこれ対談 〈55〉

関西トレーニング研究所々長 松葉 徳三郎氏

聞き手 吉田 三七雄

「殺人トレーナ」の異名 すべて根性が無ければ駄目

松葉徳三郎氏

吉田 こんど、関西トレーニング研究所というのを創立されたんですってね。

松葉 ヨボヨボの年寄りが、またエライもんをやり始めたと、笑おうと思ってんねんやろ（笑い）

吉田 トンでもありません。いつまでもお元気で喜んでいるんです。自分から年寄りやなんていうたらアキマへンでェ。（笑い）

松葉 おおきに。（笑い）そういってくれたらスゥーッとした。（笑い）まだ、満七十三や。人生はこれからやと思うてます。

吉田 その調子で頼ンます。（笑い）ところで、トレーニング研究所というのは、どんなことをするんです？

松葉 あらゆるスポーツのトレーニングの指導をするわけです。これを考えついたのは、ちょっとした動機があるんです。というのは、昨年の秋に大阪市から体育功労者ということで表彰されたんです。エライ感激してもうて、この受賞に報いるために、なんぞせんならんと考えてみたが、ボクには、子供の時から習い覚えたスポーツ以外にはなんにもあれへん。（笑い）いや、笑いごとやあれへん。実際ボクは、本格的にこの道に入ってから五十三年。一貫してスポーツ畑で暮らしてきたわけやからねえ。そうでっしゃろ。

吉田 全くその通りです。

松葉 そこで、どうせここまできたんやから、スポーツで人生の終着駅まで突っ走ろうと決心したんです。「スポーツ報国」とか、「一億総スポーツ」といいたいとこやけど、先ず、現在日本のスポーツは、「東高、西低」で、関西はすべてのスポーツが関東より劣っている。このイメージを是正することから始めようということで、日本ベレセーヌ協会（註＝美と健康を守る会）と大阪社会体育研究所とも密接な連繋をとり、ボクの理想を実現するために、最後のスパートをかけることになったんです。

吉田 なるほどねえ。パンフレットで知ったんですが、顧問には元参議院議員で日本レスリング協会会長の八田一朗さん、同じく日本バレーボール協会参与の大松博文さん、それに早稲田大学教授の織田幹雄、京都産業大学教授の南部忠平、大阪体育大学学長の加藤橘夫、副学長の大島鎌吉、元南海ホークス監督の鶴岡一人、金蘭短期大学教授の石渡俊一、日本体力医学会医師の品川安彦さんと、いずれも日本のスポーツ界をここまで築き上げてきた人達ばかり。それに指導員が関西大学教授の武智英裕、同じく助教授の川本武之、大阪教育大学講師の塩谷武男、早大・松下電器野球部の松葉壮一さんと、これまたそうそうたるメンバー。これは大したもんやなあと、感心しているんです。

吉田 松葉さんのトレーニングに出て、準備体操の指導をやってもらうんです。ウソやと思うたら、いっぺん見に来なさい。

吉田 いや、決しウソやと思うてません。それに、そんな朝の早いのん、アキません。（笑い）

松葉 剣道の老先生が、八十になっても九十になっても、ひとたび道場へ出て木刀を持たれたら、腰がピーンと張るのと同じようなもんですな。

吉田 松葉さんのトレーニングは、基礎からのやり直しだ。まず第一に体力の充実、これはスタミナに直結する。第二は気力の充実で、これは旺盛なファイトに直結し、第三の走力の充実は、フットワークに直結する。この三つの練習を通じて、血液の循環作用の調整、つまり呼吸作用を厳しい、激しい、苦しい練習に耐えられるように訓練するわけで、それとともに疲労回復の方法と手当も教えている。そして、要は、それについてゆけるかどうかの根性で、根性が無ければスポーツだけでなく、あらゆる世界から脱落してゆくことになると思う。

吉田 どうも、短時間に厳しく鍛えていただき、有難うございました。（笑い）

松葉徳三郎（まつば・とくさぶろう）昭7大法卒。関西トレーニング研究所々長。本学バスケットボール部・アメリカンフットボール部創始者。大阪YMCA体育部主事、朝日新聞運動部記者を経て大阪スポーツマンクラブ事務局長となり現在顧問。ユニチカ（旧日紡貝塚）バレーボールチームをトレーニング、二五八連勝の基礎を作る。

拘束するものがない。勝手なことが出来るというわけだ。こんなことで立派なスポーツマンが育つ筈がない。ボクのトレーニングをきびしいというが、ボクは小学校時代から、きびしく、激しく、苦しく鍛えられた。その中から「根性」を育てていただいた。ボクのトレーニングを、「殺人体操」とか「殺人トレーニング」と蔭口をたたかれていることはよく知っている。そんなことをいう人は、ちょっとしたことにも辛抱が出来ず、すぐにケツを割ってしまった根性の無い人だ。「殺人トレーナー」と呼ばれても、ボクはいままでに、一人も殺したことも傷つけたこともない。それどころか、ボクのトレーニングを真面目にやった選手は、みんな立派に大成している。その代表的な選手の中から現在セ・パ両リーグを通じて、四人の監督さえ生まれている。阪神の吉田監督、南海の野村監督、大洋の秋山監督、日本ハムの大沢監督がそれだ。もっと古いところでは、南海の鶴岡監督、阪神の藤村、村山、後藤、金田の監督がいるし、コーチでは阪神の藤村、皆川、中日の森下、広島の野崎君らが、ボクのトレーニングによく辛抱してついてきてくれた。いまボクの理想を実現するために、最後のスパートをかけることになったんです。

吉田 なるほどねえ。パンフレットで知ったんですが、顧問には元参議院議員で日本レスリング協会会長の八田一朗さん、同じく日本バレーボール協会参与の大松博文さん、それに早稲田大学教授の織田幹雄、京都産業大学教授の南部忠平、大阪体育大学学長の加藤橘夫、副学長の大島鎌吉、元南海ホークス監督の鶴岡一人、金蘭短期大学教授の石渡俊一、日本体力医学会医師の品川安彦さんと、いずれも日本のスポーツ界をここまで築き上げてきた人達ばかり。それに指導員が関西大学教授の武智英裕、同じく助教授の川本武之、大阪教育大学講師の塩谷武男、早大・松下電器野球部の松葉壮一さんと、これまたそうそうたるメンバー。これは大したもんやなあと、感心しているんです。

松葉 顧問の方達には、スポーツに関する講演や執筆をお願いし、指導員の方には実地指導をしてもらうことになっているんです。

吉田 所長の松葉さんも、実地指導に当たられるんですか？

松葉 モチロン、やります。これでも、トレシャツにトレパンを身につけたら、身体がいっぺんにシャンとなるから、まだまだ大丈夫です。毎朝七時半から九時まで、靱公園の早朝マラソン練習会を入呼んで「殺人体操」とか「殺人トレーナー」やとコワがっていますが、随分きびしいんですってねえ。

松葉 今の若い人達からみると、なんでもがきびしく、激しく、苦しく感じるのと違いますか。その証拠に大学でも、クラブ活動には参加しないで、自由な時に勝手に練習が出来る同好会に入りたがっている。クラブでは部則に縛られるが、同好会ではだれも拘束するものがない。勝手なことが出来るというわけだ。こんなことで立派なスポーツマンが育つ筈がない。ボクのトレーニングをきびしいというが、ボクは小学校時代から、きびしく、激しく、苦しく鍛えられた。その中から「根性」を育てていただいた。ボクのトレーニングを、「殺人体操」とか「殺人トレーニング」と蔭口をたたかれていることはよく知っている。そんなことをいう人は、ちょっとしたことにも辛抱が出来ず、すぐにケツを割ってしまった根性の無い人だ。「殺人トレーナー」と呼ばれても、ボクはいままでに、一人も殺したことも傷つけたこともない。それどころか、ボクのトレーニングを真面目にやった選手は、みんな立派に大成している。その代表的な選手の中から現在セ・パ両リーグを通じて、四人の監督さえ生まれている。阪神の吉田監督、南海の野村監督、大洋の秋山監督、日本ハムの大沢監督がそれだ。もっと古いところでは、南海の鶴岡監督、阪神の藤村、村山、後藤、金田の監督がいるし、コーチでは阪神の藤村、皆川、中日の森下、広島の野崎君らが、ボクのトレーニングによく辛抱してついてきてくれた。いまボクが、求人側は少なくなっている。会社訪問しても、校友のおられるところは話し易く、今後とも就職拡大のため、校友の方々とのつながりを持ちたい」と校友の協力を求められ、また森田教授は、工学部の就職について「就職の窓口は就職部であるが、十学科とに1～2名の就職担当教授が、学生の相談にのり、また各研究室とにまとめている場合もある。工学部も33年創立以来15回卒業生を送り出している。オイルショックまでは、大企業に多く入ったが、不況のため、企業規模が小さくなって就職決定している。業種では製造部門が減って、セールス・エンジニヤーの採用が増えてきている。

自動車・家電が明るいのでこの方面は多い。とにかく工学部卒業生たちが頑張っている企業では後輩が入りやすい。卒業も大いに頑張って欲しい」と語られた。

これらの資料にもとづいて、鉄井次長から昭和50年度卒業者就職状況の解説があった。同時に就職部作成の「就職要覧'76」（3330頁）の配布があり、これは学生に有料頒布しているとのことである。

「就職は毎日毎日生きている。」このため5月31日の最終締切りにおいて第1表の就職状況となった。

これを企業の規模別にみると第2表のとおりとなり、このうち公務員は一〇五名とあり、昨年の二九四名、一昨年の四〇〇名に較べると相当減少している。50年度は九、五〇〇事業所に求人を依頼したが、このうち五、六二七社から求人がきた。昨年の六、七六三社に比し17%の減、求人を断わった大企業が三〇〇社に及び、大手企業およびメーカーの求人減少が目立った。学生の就職意向と就職決定状況は第3表に示すとおりである。

過去5年間の規模別就職状況は、第4表のとおり50年不況による大企業のしめ出しが、いかに大きかったかを示している」。概略以上のような現況報告があった。

そこで自由な立場から、学生気質、学生の評価、就職動向、司法試験を始めとする国家試験の受験動向、他大学との就職比較、女子学生の就職状況、留年と就職、教員試験と採用、雇用条件と現実、大企業就職とレベル、求人依頼先会社と校友など、いろんな角度から積極的な質疑と応答、意見の交換が行われた。

このうち若干の要点を記しておく。

(1)昭和30年頃の求人数、学生数と現在を比較したらどうなるか。

求人件数　学生数

昭和30年　四一八社　約二千名

昭和50年　五六二七社　約六千名

(2)大学の評価は、就職の難易によってランク付けされるか。

大学の評価は入口である入学と出口である就職によって評価される。大企業就職が多くなる程高い評価をうけるのでこれを推進している。しかし不況のため後退したことは残念である。

(3)以前は本学の学生は語学が弱いと言われたことがあるが、現在はどうか。

就職に際し問われるのは基礎学力、専門の知識であり、日常的な力を身につけることである。語学教育の充実によって、他大学に劣っているとは思われないが、生活の中に語学が生かされる環境の相違はあろう。

(4)司法試験受験研究会を始め、公認会計士、弁理士、税理士、司法書士などの受験研究会の動向はどうなっているか。

受験研究会に属している学生から合格者を多く出している。就職の一環としての研究会でなく実力養成の場として、学生はよく勉強している。

(5)就職においても筆記試験に合格した者の中で縁故採用があると聞いている。縁故を拡げる努力を払ったらどうか。

校友のご協力に期待したい。中小企業でも実力が発揮できる職場を選べとのお説もおっしゃるとおり必要なことだと思う。

(6)関西四大学との比較はどうか。

勝負は大企業という気持ちがあるが、50年度は不況のため20%にとどまった。関学は良いようであるが、それ以前は同じであり、感謝している。50年後は96%の就職が決定し、かなり成績ではあるが、量的には良いが、質的には低下が見られる。学生には経済界の動向を知らせるため、資料を集め情報を提供している。また就職説明会も先輩を招いて業種別に紹介したりしている。学生には、将来の進路を決定するのが就職であるから、"己れ自身をみつめて、自分の個性を発揮できる職業を見出せ"と説いている」と就職問題の基本について語った。

つづいて佐藤教授は「昨今の就職状況は厳しく、これを学生がどのように受けとめているかだが、とかく甘い考え方からの脱却が必要だ。大企業、商社希望が多いが、求人側はどうか。

(7)女子学生の就職状況はどうか。

女子学生が増加しているが、92%の就職決定であり悪くない。51年度の求人は厳しく、女子学生一人当り0.7社で、50年度の0.9社より厳しくなっている。

(8)求人票は会社が作成してくるが給与などの条件が採用後悪くなったケースを聞く。そのようなことがあるのか。

中小企業で、条件の明示が不十分なため、見せかけ給与となったことがあるようだ。企業側の注意をお願いしたい。

(9)どのようにしたら就職は伸びると考えているか。

会社の開拓もしているが、求人依頼会社に本学の卒業生が在籍していれば、名簿記入をして貰い、あらゆる角度から努力するようにしている。

(10)留年をして就職をねらうものがあるか。

企業側では、留年は就職に不利であると言っている。また浪人も不利だと聞く。

その他質疑は尽きなかったが、最後に本庄部長は「51年度就職は十月一日から会社訪問開始、十一月一日から就職試験が開始となる。就職部も就職説明会や情報提供と多忙となってくる。校友の皆さんも現役の後輩学生によい就職先が決定するためのご協力をお願いしたい」と結び、村上副会長の「有意義な懇談であり、今後とも大学側も努力を重ねて貰いたい」と同会のあいさつをして午後四時半散会した。校友各位のご配慮を期待して報告とします。

（文責　畑下）

大学就職部関係者と懇談

校友会事業部

大手は減少傾向 就職に校友のご協力を

事業部では、事業計画の一つとして、学生に対する援助と、将来の校友となる学生への接触を続けてきているが、今春の就職が不況のため影響を強く受けたのではないかとの心配と、来春の就職見とおしはどうかという点を中心に、就職部関係者との懇談を持ち、広く先輩校友のお力添えをしていただくため、この懇談を公表することとした次第である。

去る六月二十四日午後二時からの関大会館三階会議室において、次の顔ぶれをもって開催した。

（大学就職部側）

就職部長、本庄貞邦（社・教授）

就職主事　佐藤　博（経・教授）

就職主事　森田正信（工・教授）

就職部次長　鉄井良男

就職課長　森　浩志

就職部主幹　毛尾梨三

（校友会側）

樫本会長、坂本・村上両副会長、大森広報部長、畑下・富田事業部正副部長、吉木・糟谷・澤、の各常議員および神屋駿局長、藤本次長の各氏の出席があった。

出席者紹介のあと、樫本会長は「本年〝関大〟新年号で、不況下の学生の就職について、校友に協力方を訴えたが、今回の企画はその一つの現われである。実情をよく聞いて、十分意見の交換をはかりたい」旨のあいさつを述べ、本庄就職部長からは、「オイルショック後の就職は厳しく、とくに50年度は、不況のあおりはきつかった。常に就職に関し、校友会や教育後援会の方達のご協力を得ており、感謝している。50年後は96%の就職が決定し、かなり成績ではあるが、量的には良いが、質的には低下が見られる。学生には経済界の動向を知らせるため、資料を集め情報を提供している。また就職説明会も先輩を招いて業種別に紹介したりしている。学生には、将来の進路を決定するのが就職であるから、"己れ自身をみつめて、自分の個性を発揮できる職業を見出せ"と説いている」と就職問題の基本について語った。

つづいて佐藤教授は「昨今の就職状況は厳しく、これを学生がどのように受けとめているかだが、とかく甘い考え方からの脱却が必要だ。大企業、商社希望が多い

第1表

学部(一部)	率(%)
法学部	97.6
文学部	91.8
経済学部	97.5
商学部	97.4
社会学部	97.2
文科系(平均)	96.8
工学部	94.2
全学部(平均)	96.1

注（二部は91.3%）

第2表

区分	就職人員(人)
巨大企業(100億円以上)	166
大企業(10～100億円)	531
中企業(1～10億円)	1,034
小企業(1億円未満)	1,128
企業小計	2,859
官公庁、その他企業以外	604
合計	3,463

（　）内は資本金

注（二部は上表の区分にしたがい4人、10人、30人、37人、24人となっている）

第3表

1、文科系（6位以下省略）

学生の就職意向			就職決定先		
1	公務員	30.5%	1	商事	28.9%
2	商事	23.8	2	製造	20.6
3	報道広告	14.5	3	金融	16.6
4	金融保険	7.4	4	サービス	7.4
5	出版印刷	5.6	5	公務員	6.5

2、工学部（6位以下省略）

1	製造	59.3%	1	製造	45.5%
2	建設	12.7	2	建設	18.6
3	公務員	12.5	3	商事	13.9
4	報道広告	10.7	4	サービス	9.2
5	商事	3.1	5	公務員	3.8

第4表

区分 / 年度	企業 巨大・大	中	小	官公庁その他
46年度	36.1%	30 %	21.3%	12.6%
47	33.7	30.4	21.1	14.8
48	42.9	27.3	13.6	16.2
49	41.1	29.6	14.5	14.8
50	19.9	29.8	32.7	17.6

資本金別の区分で第2表と同じ

遠隔地にも支部を！

全国組織の完成を志向して

木藤安之

校友会の昭和五十一年度事業計画書の第五項「組織の拡充強化」方策の内容の一つに、新組織の育成というのがある。この問題は、歴代組織部が最重点項目として努力を続けてきたが、今なお、中部地方に四県（静岡、山梨、長野、新潟）、関東地方に四県（神奈川、千葉、埼玉、群馬）、東北地方に五県（福島、山形、秋田、岩手、青森）、併せて十三県が未組織のまま残されている。これらの各県は「遠隔地」というためだろうか、いまだに校友会組織がないのは淋しいことである。しかし遠隔地といえば、最北端の北海道に支部があり、最南端の沖縄にも支部がある。これらからみれば、上記十三県は、いちがいに遠隔地とは言い捨て難いのではないか。

かかる考えから私は、去る六月二十六日に開催された全国支部代表者会議で"全国組織の完成"を志向し、現在、未組織である地域の"支部結成"を推進するよう力説したが、ここに紙上を借りてそのことを再説したいと思う。

さて、それらのことについて、一、二の実例をあげてみたい。

私は前期二年間、校友会の常議員として組織部に所属し、昨年六月に北関東の茨城と栃木、東北の宮城における支部の結成に参画し、その結成式に臨んだが、そのときの模様は本紙第二三四号及び第二三五号に詳しく報道されているので重複を避け、ここでは三支部の皆さんから聞かされた"喜び の声"のみをかいつまんで記すにとどめる。

①この地区にいる卒業生は自分が淋しい。うれしい旧友のつどいという感じだ。

②本部の肝入りで支部が生まれた。これで母校との絆が甦った。ほんにありがとう。

③今日、ここに集まっている者はお互いに"相対面"だ。だが、こうして話していると、そんな気はお互いに"相対面"だ。だが、こうして話していると、そんな気がしない。

④ここに至るまでの事務局の努力に感謝する。よろしくお伝え願いたい。

以上のとおり、喜びと感謝ていっぱいという感じであった。

ところで、上記の未組織の十三県の中には、支部結成の基準員数「五十名以上」を割るところも少なくないが、それにこだわる必要はないと思う。必要なのは「結成の意思」と「運営の能力」でありさらに良き「指導」と「援助」が肝要である。

とはいえ、十三県を一挙に手掛けることは、いうべくしてむつかしい。しかし、遠隔地の「未組織校友」の心情に思いを馳せ、今期（51～53年度）最大の目標としてこれに全力を傾注して欲しいと思う。

（代議員・昭一〇専2経）

観客六百人の大盛況

第11回大学寄席を開催

落語大学では去る六月十二日、第11回大学寄席を開催、おかげさまで、六百人を越える方々にお越しいただき、大成功のうちに終わることができました。今回お預かりしました三百円は、夏季合宿の折の無料の地方公演、老人ホームその他の施設の慰問などで還元させていただきます。

この大学寄席では、舞台の上の我々落大部員と、会場のお客様とがいっしょになって楽しいひとときを過ごせたことは、落語大学の今年のスローガンであります"上方落語の良き理解者となり、落語を通じ、各人の人格向上を図り、人と人との親和を深めるべ」のもとったものであると信じております。

今年はあと、若手公演、引退公演、落大寄席などがございますので、今後とも落語大学にご支援お願い致します。最後にご観覧、ご感想がございましたら、部屋までお寄せ下さいませ。

（落語大学学長・杉野　浩）

桂三枝も応援に来た大学寄席

サークル活動の周辺

プロの意気込みで練習

マンドリン倶楽部

部員のほとんどが初心者という我がマンドリン倶楽部は、音楽的才能と野心、そして単なる好奇心を持った者の集まりであります。

その活動は、春と秋の演奏会、四月の大阪学生マンドリン連盟の演奏会を中心として、年五回の合宿をおりまぜながら技術の向上を図っております。平常は週三日の練習、演奏会のひと月前からは、休みなしに毎日練習しており、演奏することの厳しさ、また合奏の喜びも知るのです。音楽系のクラブは時として、技術偏重になりがちですが、学生であることを省みながら、部員相互の和、親睦を深めることにも力を注いでおります。

現在八十余名の部員がいますがそれぞれ好みや考え方は違っても合奏の時は一丸となり、オリジナル、クラシック、ポピュラー等あらゆるものに取り組んでいます。

ところで大正の末期にマンドリン倶楽部が創立されたと聞いておりますが、戦前の記録や資料は全くなく、昭和前期の倶楽部の様子はベールにつつまれたままです。

そして、昭和三十六年に再建され、先輩方の努力と活躍のおかげをもちまして、今秋十一月二十日には、第十五回定期演奏会を催運びとなりました。

活動はアマチュアとしての自省の上に立ち、演奏はプロの意気込みで日々練習を重ねています。

先輩諸氏の一人でも多くのご来場を願ってやみません。

他大学も友情参加

合気道部15周年記念演武大会

関西大学体育会合気道部創部十五周年記念演武大会が、六月二十日中之島の中央公会堂において、OB諸氏、関西学生合気道連盟、および他大学の合気道部等約二百名が参加して行われた。

演武はまず現役からはじまり、招待校、OBの順で行われたが、特にはるばる東京から参加した明治大学の演武大会に一層の花を添え、盛大なうちにその幕を閉じた。

大会後、合気道部の主務である墨田賢二（社四）は次のように語っている。「この演武大会を開催したことにより、今までとだえがちだったOBの方々と懇談する機会を得ることができ、非常によかった。またこの大会を布石として三十周年、五十周年と、合気道部がますます発展してゆくことを期待しています」。

おそばのおいしいお店、家族亭へお立ち寄り下さいませ
信州そば 家族亭
大阪店　東宝梅田会館/ウメダ地下センター/阪急三番街
梅田新道/難波戎橋筋/ミナミ地下センター
南OSプラザ/阪急川西能勢口駅前
東京店　有楽町/日比谷/渋谷/蒲田/池袋/新宿
神戸店　阪急三宮駅西口　千葉店　セントラルプラザ
仙台店　仙台ジャスコシティ　札幌店　丸井今井本店
浜松店　松菱　博多店　天神コア

弁護士 田村徳夫　大阪市北区紺屋町堂ビル六階　電話 〇六(365)五三五三(代)
第一法律事務所　弁護士 鷹取重信　家近正直　出嶋侑章　山崎武徳　桑原　豊　大阪市北区梅ケ枝町一一八　千代田ビル別館六階　電話(361)五一四九、(361)二八六九
棚野誠幸法律事務所　弁護士 棚野誠幸　大阪市東区備後町三ノ二五　長谷ビル四階四〇一号　電話 〇六(261)三三二四
弁護士 谷口茂高　弁護士 渡部邦昭　大阪市北区梅ケ枝町八一　大阪弁護士ビル五階五一一号　電話 〇六(361)三二五五(代)
弁護士 段林作太郎　大阪市北区若松町三三　電話 〇六(364)三〇一四　(364)〇六九
弁護士 辻本幸臣　〒540 大阪市東区京橋一ノ七　大阪マーチャンダイズマート　ビル三階　電話 〇六(943)三三〇一　私書箱二六二号
弁護士 西浦義一　弁護士 西浦一明　大阪市南区安堂寺橋通二丁目園　安堂寺橋ビル四階　電話 〇六(271)八九二三
弁護士 西村日吉麿　大阪市北区中之島三一三　朝日ビル六階六〇八号室　電話 〇六(202)七五〇六　(202)五五八四
弁護士 藤村睦美　大阪市東区本町二ノ一〇ノ二　本町ビル五階　江谷法律事務所　電話 〇六(262)〇〇八八(代)
弁護士 別城遺一　〒530 大阪市北区堂島北町六　大西ビル三階　(毎日大阪会館前)　電話 〇六(344)〇三四〇
弁護士 増田淳久　大阪市北区紺屋町三二　長田ビル三階　電話 〇六(362)八一六一(代)
弁護士 安富敬作　大阪市北区樋之上町三　新なにわビル三階　電話 〇六(363)三八〇一(代)
暑中お見舞申し上げます　校友弁護士有志
校友会高知支部長　弁護士 山口春一　高知市本町三ノ三ノ三一　電話 〇八八八(72)一五一四
神戸関大倶楽部理事長　弁護士 山崎敬義　神戸市生田区多聞通二丁目一　電話 神戸(391)三六七七
弁護士 蔦川　毅　大阪市北区梅ケ枝町八一　大阪弁護士ビル四階　電話 〇六(364)〇四六七
弁護士 鳥巣新一　弁護士 岡野一隆　弁護士 野中英世　大阪市東区淡路町二　野口ビル四階　電話 〇六(231)〇二〇六　八四一六
弁護士 中谷　茂　大阪市北区樋之上町五九　朝日なにわ橋ビル一階　電話 〇六(364)六五七八(代)
淀屋橋法律事務所　弁護士 山本寅之助
弁護士 中藤幸太郎　〒530 大阪市北区真砂町五四　ニチ一三栄ビル三階三号室　電話 〇六(363)二四一三
弁護士 弓場晴男　大阪市北区樋之上町三　新なにわビル四階　電話 〇六(364)六〇一二
和田法律事務所　弁護士 和田栄重　大阪市北区紺屋町一四　千都ビル三階　電話 〇六(365)六五一三　(365)〇二二一
長山総合法律事務所　弁護士 長山　亨　弁護士 長山淳一　〒530 大阪市北区老松町三ノ八　第三青山ビル三階三〇二号室　電話 〇六(362)八一四一(代)
弁護士 長濱　靖　大阪市北区梅ケ枝町一一八　千代田ビル別館七階　電話 〇六(363)一七五八九
弁護士 渡辺敏泰　大阪市北区真砂町三　真砂ビル二階二一号　電話 〇六(362)六八一九

各種鋳鋼品
橋梁高架用沓並に伸縮継手
日本鋳鋼会々員　日本海事協会認定工場
ノルウェー船級協会認定工場　ビューローベリタス船級協会認定工場
米国船級協会認定工場　ロイド船級認定工場
KSK 吳羽製鋼株式会社
代表取締役　森　正治
大阪市西淀川区竹島町五丁目一番地
電話 大阪(471)四三三一～四番

電車は阪急　住宅も阪急
ご家庭の冷蔵庫と直結した走る冷蔵庫です
鮮度を失わずハム・バター・牛肉味噌漬などをお届けします
中元大ギフトセンター特設・7階新館
伊藤ハム クールギフト……5,000円
日本ハム クールギフト……10,000円
雪印乳製品セット……5,000円
ステーキ用 キングサーモン……8,000円
阪急特選 神戸牛肉味噌漬……7,000円
●お届けは阪急サービス配送区域に限らせていただきます。
阪急クールエキスプレス
まごころつんで あの街 この街を走ります
おいしさや品質をガッチリまもって運ぶ冷たい超特急 それが阪急自慢のクールエキスプレス 今年は台数も配達区域もグンとふえていっそうご便利に！ お気軽にご利用下さい
全店中元大売出し くらしに新しい輝き
大阪・うめだ 阪急 電話(06)361-1381

TOMORROW! たしかな明日のために　住友信託銀行
財産づくりの早道！
住友の財産形成信託
●㊙300万円と合わせて800万円まで非課税。
●積立金は1,000円単位でしかも給料・ボーナスから天引きです。
●積立金は元金保証の住友の金銭信託・貸付信託を中心に運用しますから安全で高利回りです。
たしかな明日のために……幅広い業務をお役立てください。
住友の貸付信託・住友のルック(海外旅行)信託
住友の金銭信託・住友の交通安全信託
普通預金・通知預金・定期預金
不動産の売買の仲介・株式代理売買など
●くわしい資料をお送りします。下記の住友信託銀行へご請求ください。
本店営業部
大阪市東区北浜5丁目(新住友ビル)
電話(06)220-2121(代)　郵便番号541

関大を彩る人々

題字は明石三郎学長

—27—

森川太郎

文学部教授　横田健一（下）

経済・政治研究所の設立に尽す

昭和二十九年三月、経団連など経済四団体は、日米生産性向上委員会設立を決議し、生産性向上運動を開始した。九月には、政府は生産性本部への助成などを決定した。翌三十年二月、財団法人日本生産性本部が設立され、四月には政府は、アメリカ政府との間に生産性向上のための援助に関する公文を交換した。こうした運動は何を意味したか。

朝鮮戦争後、日本の工業生産は急速に回復し、その休戦条約によって一時不況はあったが、間もなく、神武景気に突入した。その頃アメリカは共産圏と冷戦より熱戦にまで燃え上り、休戦後もその冷戦体制は続いていた。こうしてアメリカは、日本を経済的パートナーとしてテコ入れし援助して、その発展を策していた。生産性向上の研究によって、アメリカの援助を導入できるならば、その研究をしようという気運が、諸大学に盛んとなった。そして、その一つのやり方として、アメリカ諸大学との大学提携が叫ばれた。

早大はいちはやくミシガン大学と提携した。岩崎卯一学長はその出身校コロンビア大学との提携に意欲を燃やした。三十一年夏、学長は欧米諸大学視察の旅にのぼりその際コロンビア大学にも立ちより下相談をしたらしい。

翌年二月二十一日、コロンビア大学の産業工業教授W・W・ウエイト博士が、ついで三月八日、経済地理学教授J・E・オーチャード博士が来学、十月三十日には副学長兼商学大学院長コートニイ・C・ブラウン博士が来学、本学の首脳部と会談した。

本学では提携のために、生産性を中心とする経済学その他の社会科学を研究する研究所の設立を企画し、この秋に設立準備委員会を発足させ、森川太郎教授を委員長とした。そして三十三年四月一日経済政治研究所が正式に設立された。同所は第一部（経済・社会）第二部（商業・経営）第三部（政治・法律）第四部（文化・歴史）の部門に法文経商四学部から選出された十五名が研究員に任命された。ただし所長には文学部新聞学科の井上吉次郎教授が所員の互選の結果選ばれた。これは井上が最年長であることのほかに、当然、就任が予想された準備委員長森川が、その設立直前に前回のべたS教授事件で訓戒処分を受けたりしたことが、ひびいていたと考えられる。

しかし研究所は事実上、経済学が中心部門であり、経済学部所属の研究員が五名で最も多く、その首班が森川である以上、彼が研究所をリードすべき態勢にあった。

コロンビア大学からは、その後商学大学院のマッキンゼイ講義へ本学教授の参加を求めてきたので矢口孝次郎、山崎紀男両教授が招きに応じて三月末に渡米、五月に帰朝した。また、五月十一日にはコロンビア大学法学教授W・ゲルホーン博士が来学講演した。このようにコロンビア大学と本学との間に正式提携は結ばれなかったが活発な交渉が行われ、森川はその中心人物の一人として活動した。提携が成らなかったのは、その後生産性向上運動が下火となり、とくに左翼から六〇年安保反対運動が、猛然に盛りあがって来て、大学提携そのものがやりにくい状況になったからである。それと同時兄懇談会も最初は四十年九月に高松、岡山、福岡の三か所で行われたのである。その実施と踏切ったのは中谷学長の功績である。実施には多大の費用と労力を要し、とくに事前の周到な準備が必要であった。この実施は中谷学長就任前から、教育後援会の藤田友次郎会長はじめ足立、森崎、河野三副会長や監事常任委員また山本幹事長、森本幹事等の周到な計画と準備に基づいて行われた。

筆者は九月二十二日最初の高松の会場に文学部長として出席した。実は、その前に、徳島と高松で両県下の各高等学校の校長と進学主任を招いて進学懇談会を主催する責任を負わされていた。校長等をご馳走して、よい生徒をよこしてくれと頼むわけである。ところが、この会は非常に不愉快であって、校長さん達は、裏口入学はないのか、どの位金を出したら、何点くらい負けて入学させるのか、運動部推薦はどの程度のクイム、記録を出せば入れてくれるのか、そうしたことばかり聞くのである。本学は裏口などないといっても、連動部や工学部には推薦制はあるだろうと食い下ってくる。

そういう目にあった後での父兄懇談会は非常に気分がよかった。父兄たちのわが子を思う熱情がヒシヒシと伝わって来て、会場の熱っぽい純粋なふんい気は実によい雰囲気であった。

高松の出席者は一五七名、岡山は九月二十五日に行い出席者一九八名で岡山県知事も臨席された。福岡は九月三十日に行い二四名の出席者があり、いずれも大成功であった。

この結果を反省して私は部長会議で、校長招待の進学懇談会を廃止し、その費用とエネルギーを地方父兄懇談会にそそぐべきことを献言提議した。幸い中谷学長の賛同を得た。森川学長の決断で翌年には進学懇談会は廃止し、父兄懇談会は鹿児島、別府、松山、高知、金沢、名古屋、広島、松江の八カ所で行うことに決断は下された。学長は五カ所に出席し、関大の教育方針についてのべた。そして四十二年会場は十二カ所に増加され、今日の盛況をみるに至った。教育後援会の飛躍的発展は中谷・森川両学長時代に築かれたといえる。

創立八十周年記念式典

昭和四十年十一月四日、本学は創立八十周年の式典を迎えた。それに先だち十一月二日には宏大な四階建の関大会館の落成式が行われた。三日には学術講演会と朝日フェスティバルホールでの盛大な前夜祭のアトラクション、そして開始以後のそれは驚嘆しいものがあり、三十年代の中葉には、情報時代の到来、情報革命が叫ばれるにいたった。サイバネティックス、ついでコンピューターの発達がその勢いを飛躍的ならしめた。

かくして情報科学の内容も、新聞中心のマスコミ中心の技術にとどまらず、戦後発展の著しい社会学、心理学、教育学、人類学等の行動科学といわれるものの発展に即応して、大改革を加えねばならなくなっていた。

新聞学科の教授たちは、昭和三十年頃から独立すべく運動を開始したが、他の学部の教授たちからの反応は、かなり冷いものがあった。とくに本学で社会学の最高の権威者である岩崎学長は熱意を示さなかった。そうした間に他大学では社会科学関係の学部創設が相次いだ。一橋、関学、桃山学院、法政、立命館である。とくに立命館が産業社会学部を置いたことはたいへん刺激であった。

本学でも新聞学科のようなマスコミ中心の学部は不可との声が高まり、経営学ないし産業社会学を含むものでなければならないとの意見が強くなった。

かくて昭和三十七年八月、中谷学長就任後、この案が煮つめられはじめたが、具体案成立に至らず、森川学長に引きつがれたのである。

森川学長が四十年八月就任後、漸く案は軌道に乗った。しかし四十一年四月以降、学部教授会のある程度の反対もないではなかったが、学生の反対は猛烈を極めた。

新設学部の申請期限は四十一年九月末日であった。それまで半年の間、一部、二部両学友会中心の双方の学生と森川学長を中心とする執行部との話し合い、公聴会は、荒れに荒れた。

私は文学部長として、常にその席に居合わせたが、深夜に至る長時間の話し合いでは、学生は常に攻撃の矢を学長に集中した。攻撃の質問は、教授のばあいでもそうであったが、新設学部に要する費用を既設学部に使用せよであり、新しい行動科学を旧学部内に置けばよい、である。二部生は反対二名に停学二カ月の処分を決定した。七月五日に経済学部教授会は学生一名に停学二カ月の処分を決定した。

文学部の決定後、六月二十二日の生協総代研修会の席上、「処分撤回全学協議会」が構成された。全学協は生協組織部に文、経、商、社各学部自治会、図書委員会、法ゼミ、法反戦闘争委会など十数団体から成っていた。六月三十日、学長宛の全学協の質問状が出された。七月五日午後六時より大学ホールで翌朝午前五時にいたる徹夜の団交が行われ、学生は処分撤回をしつように学長に迫った。学長は朝方職員の助けでようやく脱出し十三市民病院に入院した。

すでに学長はその前年から胆石の持病があり、時として苦痛を訴えることがあった。それが、こうした長時間の徹夜の団交で無理を重ねると、出てくるわけである。もはや六十六歳の高齢で、そうした無理は出来ない年齢であったが、学生の方は、そうした老人へのいたわりは少しも持ち合わせていないようであった。

その後の執行部と学生の団交は何度も繰返すが、それは省略する。かくて森川学長は、なかなか病状回復せず、九月三十日、任期をあと一年近く残して退任した。

翌年以降、登学、講義を再開されて後も、往年の元気は見られず、定年退職後、大阪学院大学教授となってからも、病気がちであった。かくて四十八年十一月三日、勲一等旭日重光章を受けたのも病床においてであった。よほど学長在任中の過労、心労とくに生協職部事件が強くひびいたようであった。

昭和四十九年二月二十六日、午前零時二十分、心不全のため十三市民病院で逝去した。私はその頃ゼミ旅行で卒業まきわの四年生をつれて紀州勝浦にいた。遅れて二十七日にやって来た学生が「森川先生がなくなられました」と私につげた時私は耳を疑った。お葬式にはついに間に合わなかった。

顧れば森川は青少年時代は恵まれない時代もあったが、勉励と奮闘力行の生涯を送り、多くのすぐれた門下を学者に育て慕われ母校関大に渾身の力をふるって尽し、幸福な生涯であったといえよう。

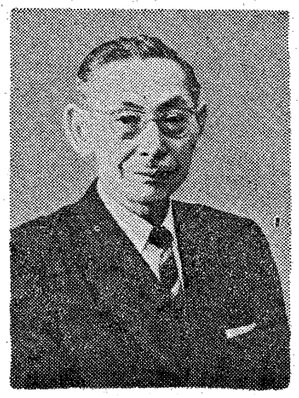

学長時代の森川先生

地方父兄懇談会拡大へ

社会学部の創設に努力

学長に就任

昭和四十年八月一日、中谷敬寿学長のあとを受けて、学長に選出され十月一日に就任した。本学出身者としては、岩崎について第二番目の学長であり校友たちの喜びは非常に大きかった。教授間でも三十二年秋の暴力事件はほぼ忘れられていた。時は傷手をいやしくれるよき医者である。

次にその学長時代の主な業績をのべてみよう。学長就任後、行った特筆すべき事業の一つは、教育後援会地方父兄懇談会の拡大である。今日、地方父兄懇談会は全国十二ヵ所で、夏休みに行われ、参加父兄三千名以上にのぼり、父兄と大学との間の話し合い、交流は密で、関大の名物となっている。全国の他大学では本学を範としてあった。

この結果を反省して私は部長会議で、校長招待の進学懇談会を廃止し、その費用とエネルギーを地方父兄懇談会にそそぐべきことを献言提議した。幸い中谷学長の賛同を得た。森川学長の決断で翌年には進学懇談会は廃止し、父兄懇談会は鹿児島、別府、松山、高知、金沢、名古屋、広島、松江の八カ所で行うことに決断は下された。学長は五カ所に出席し、関大の教育方針についてのべた。そして四十二年会場は十二カ所に増加され、今日の盛況をみるに至った。教育後援会の飛躍的発展は中谷・森川両学長時代に築かれたといえる。

創立八十周年記念式典

昭和四十年十一月四日、本学は創立八十周年の式典を迎えた。それに先だち十一月二日には宏大な四階建の関大会館の落成式が行われた。三日には学術講演会と朝日フェスティバルホールでの盛大な前夜祭のアトラクション、そして開始以後のそれは驚嘆しいものがあり、三十年代の中葉には、情報時代の到来、情報革命が叫ばれるにいたった。サイバネティックス、ついでコンピューターの発達がその勢いを飛躍的ならしめた。

かくして情報科学の内容も、新聞中心のマスコミ中心の技術にとどまらず、戦後発展の著しい社会学、心理学、教育学、人類学等の行動科学といわれるものの発展に即応して、大改革を加えねばならなくなっていた。

新聞学科の教授たちは、昭和三十年頃から独立すべく運動を開始したが、他の学部の教授たちからの反応は、かなり冷いものがあった。とくに本学で社会学の最高の権威者である岩崎学長は熱意を示さなかった。そうした間に他大学では社会科学関係の学部創設が相次いだ。一橋、関学、桃山学院、法政、立命館である。とくに立命館が産業社会学部を置いたことはたいへん刺激であった。

本学でも新聞学科のようなマスコミ中心の学部は不可との声が高まり、経営学ないし産業社会学を含むものでなければならないとの意見が強くなった。

かくて昭和三十七年八月、中谷学長就任後、この案が煮つめられはじめたが、具体案成立に至らず、森川学長に引きつがれたのである。

森川学長が四十年八月就任後、漸く案は軌道に乗った。しかし四十一年四月以降、学部教授会のある程度の反対もないではなかったが、学生の反対は猛烈を極めた。

新設学部の申請期限は四十一年九月末日であった。それまで半年の間、一部、二部両学友会中心の双方の学生と森川学長を中心とする執行部との話し合い、公聴会は、荒れに荒れた。

私は文学部長として、常にその席に居合わせたが、深夜に至る長時間の話し合いでは、学生は常に攻撃の矢を学長に集中した。攻撃の質問は、教授のばあいでもそうであったが、新設学部に要する費用を既設学部に使用せよであり、新しい行動科学を旧学部内に置けばよい、である。二部生は反対二名に停学二カ月の処分を決定した。七月五日に経済学部教授会は学生一名に停学二カ月の処分を決定した。

文学部の決定後、六月二十二日の生協総代研修会の席上、「処分撤回全学協議会」が構成された。全学協は生協組織部に文、経、商、社各学部自治会、図書委員会、法ゼミ、法反戦闘争委会など十数団体から成っていた。六月三十日、学長宛の全学協の質問状が出された。七月五日午後六時より大学ホールで翌朝午前五時にいたる徹夜の団交が行われ、学生は処分撤回をしつように学長に迫った。学長は朝方職員の助けでようやく脱出し十三市民病院に入院した。

すでに学長はその前年から胆石の持病があり、時として苦痛を訴えることがあった。それが、こうした長時間の徹夜の団交で無理を重ねると、出てくるわけである。もはや六十六歳の高齢で、そうした無理は出来ない年齢であったが、学生の方は、そうした老人へのいたわりは少しも持ち合わせていないようであった。

その後の執行部と学生の団交は何度も繰返すが、それは省略する。かくて森川学長は、なかなか病状回復せず、九月三十日、任期をあと一年近く残して退任した。

翌年以降、登学、講義を再開されて後も、往年の元気は見られず、定年退職後、大阪学院大学教授となってからも、病気がちであった。かくて四十八年十一月三日、勲一等旭日重光章を受けたのも病床においてであった。よほど学長在任中の過労、心労とくに生協職部事件が強くひびいたようであった。

昭和四十九年二月二十六日、午前零時二十分、心不全のため十三市民病院で逝去した。私はその頃ゼミ旅行で卒業まきわの四年生をつれて紀州勝浦にいた。遅れて二十七日にやって来た学生が「森川先生がなくなられました」と私につげた時私は耳を疑った。お葬式にはついに間に合わなかった。

顧れば森川は青少年時代は恵まれない時代もあったが、勉励と奮闘力行の生涯を送り、多くのすぐれた門下を学者に育て慕われ母校関大に渾身の力をふるって尽し、幸福な生涯であったといえよう。

アマゾンは泣いている

置き去りにされた民

カボクロの社会

家庭を持たぬ〝落し子〟

橋本隆文　社4・ラテン・アメリカ研究部

＜その2＞

ブラジルが発見されたのは一五〇〇年。その後ポルトガルによるアマゾン開発は一六一六年、カステロ・ブランコ提督が三隻の船に二百名の兵士をのせ、マラニオン州のサンルイスからベレンにのりこんできたのがはじまりである。

一六三七年ごろには約一五〇〇人のポルトガル人がベレンにいた。ポルトガルのように本国が小さく、人口も少ない国では海外の植民地に優秀な人材を多数送り込むことは出来ない。そこで囚人とか浮浪者のような無頼者を狩り集めて新天地に送り込んだ。それでもむろん人手が足りないから、直ちに原住民のインジオ狩りがはじまる。このインジオ狩りは言語を絶する残酷悲惨なもので、捕えられた者は焼印をおされ、男は労働力、女は植民者の欲望の対象となった。

植民者達は最初、ブラジル東北地方と同様に砂糖キビの栽培をはじめ、やがてカカオ、綿、トーモロコシの栽培を行ったが、インジオはもともと農耕民族ではなかったので、農耕労働力としては向かなかった。そこでインジオに代りアフリカ黒人奴隷の輸入がはじまる。一七五五年から一八一五年ごろまでに五万人強の黒人奴隷がアマゾン地域に入った。ポルトガル人は、これらのインジオ、黒人との混血をどんどんと創っていったのである。

一八〇〇年のアマゾン全域の人口は約十万と推定されている。もちろん原住民である未開のインジオは調べようがないので除くが、大部分は白人、インジオ、黒人の混血で、純粋の白人は一割にも満たなかったようである。

この当時の混血はそれぞれ名前がついていた。白人とインジオの一代混血がクリボカ、クリボカと白人がマメルコ、白人と黒人の一代混血がムラト、インジオと黒人がカフーゾという具合である。混血の名称は代が重なり雑婚化が進むと複雑になって名前のつけようがなくなるし、第一意味がない。今でも一代雑種の場合、この名称が使われることもあるが、大体において過去の言葉である。

そして、代りに登場してくるのがカボクロだ。カボクロという言葉も以前は人種用語のひとつだったが、その後インジオと混った植民者の子孫一般を指すようになり、さらに今ではもっと広い意味に使われて、意識の低い地方の土着民を総称する言葉になった。だからカボクロの子弟でも学校へ行き、知識や技術を習得すればカボクロではなくなるのである。しかしアマゾン地方で、カボクロであってカボクロでないのはきわめて少ない。

このようにして一部の白人、特にポルトガル人によって、どうしようもない力ボクロが創られていったのである。ポルトガル人の子弟がなぜカボクロと化してしまったかというと、ひとつには奴隷制であり、さらに、もともとアマゾン地域は農耕に適した土壌ではなかったために、当初栄えた大農園もしだいに衰退し、また、爆発的なアマゾンのゴム景気も、イギリスによって種を盗まれたため下火となり、これらの文明の灯をつけていた白人が去ってしまったのである。

では実際カボクロは、どんな生活をしているのだろうか。大王椰子で造った掘立小屋に住み、アマゾン河で魚を捕り、といった生活面から説明しなければならないところであろうが、紙面の都合上、とりあえず彼らがどんな意識をもっているのか、といった点からとりかかっていきたい。

熱帯のせいか、アマゾンの子供は一般に早熟である。特に女の子にそれが著るしい。「十三歳を過ぎた娘に処女はいない」ということを聞いたことがあるが、これは極論だろう。それほどではあるまいが、セックスは割合自由である。私がアマゾン州マカバにある海岸に行った時、すでに陽が沈みかけていたので子供が数人しか遊んでいなかったが、その中に娘が二人いた。どちらも混血特有のかわいい顔をしていた。年齢を聞いたら十七と十八だという。以前からアマゾン地方には未婚の若い母親が多いということを聞いていたので、聞いてみた。独身かと聞くと、むろん独身だという。まさかとは思ったが、子供はあるのかとたずねたら、十七の方が二人、十八の方が一人の子供があると答えた。その答え方が実にあっさりとして臆病がないのである。

その後、日本での新聞記者生活を辞めてアマゾンに来て、調査活動六年になるという人に会う機会があったので、この点のことを聞いてみると。

「ここでは、カボクロはみんなこうだよ。娘達は実家を持っているんだが、おおかた流れ者の労働者や付近の若者が夜這いしてタネをつけて来たんだろ」と説明してくれた。しかし一応この地方にも教会があり、カトリック教徒のはずなので、その点をたずねると。

「それとこれとは関係ないさ。娘が年ごろになれば色気づき、色気づけば男が欲しくなり、まあなるようになる」ということだ。

確かにそう言われてみるとそうだが、なぜ結婚しないのだろう。

「相手の男が二十歳前の若者だから、所帯を持つだけの力のある者ばかりない」と説明してくれた。その後アマゾン各地を点々としたが、こういう現象は一地域ではなく、カボクロ社会にあってはごく普通のこととして受け入れられていることがわかった。

一体にカボクロ社会には、法的及び社会的に認められた結婚をするものが少ない。アマゾン地域の都会に近い所では正式な結婚をするものが増えてはいるが、まだまだ何となく一緒になって子供をつくるケースが多い。男がそのまま父親として定着する場合もあるが、一緒に暮すのがイヤになったりするとサッサと逃げだす。最近では貨幣経済の一般化によってこれまでのような優雅な原始的生活をしていくことができなくなり、職を求めて移動する結果妻を捨てることになっている場合もあるから、問題は複雑だ。

カボクロの未婚の母に「相手の男はどうした」と聞くと、たいてい「逃げた」とか「他の女と結婚した」とか言ってケロッとしている。もっとも女の方だってその後、気に入った男とくっついたり離れたりして、子供だけは確実に増やして行く。

どうしてカボクロ社会は正常な結婚をし、正常な家庭生活を営むものが少ないのだろうか。その原因をカボクロの意識の低さや、未開性に求めても一応は説明することはできるが、それではどうも納得ができない。私はカボクロがなまじ文明の傘下にありながら白人の落し子として常に社会の客体であったこと、特に奴隷制度時代の影響ではないかと考える。

奴隷は無論、人間ではなく家畜として扱われていた。いわゆる人間のように家庭をもつことは許されない。子供はある年齢になると親から引き離されて売られたし、男奴隷も、女奴隷も、農場主の意のままに売買され、買われた先々で種つけさせ子供を産んでいった。奴隷時代は一八八八年の解放まで続いたが、一八八八年といえば今からたった九〇年足らず、わずか四、五代前のことだ。しかも解放されたといっても大土地所有はその後も続き、土地も資力も持たない旧奴隷階層はそのまま農場主の下で半奴隷的生活を続けて行かざるを得ず、正常な家庭を作るような条件はなかったと思われる。それが奴隷や半奴隷をもつカボクロ社会にいまだに影響を及ぼしていると考えられないだろうか。

これは結婚観ばかりでなく生活全般にいえることだろう。苦労してでも教育を受けようなどと思う気持ちは、さらさら持たない。まして立身出世などという意識などあるはずがないだろう。だからブラジルにとって正常な労働力でありながら労働力ではないのである。これは私の推察であるから間違っているかもしれない。しかしブラジルの開発にとってこのカボクロが大きな問題になっていることは確かだ。（つづく）

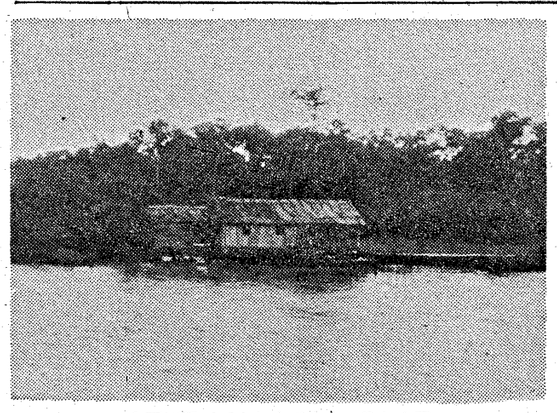

大王椰子でできたカボクロの住む小屋

喫茶　ヘカ　地下鉄東梅田・日興ビルB1　☎313—6774

木下　美喜さん（合成化学工業嘱託・昭13大法・木下清氏母堂）六月十八日、豊中市熊野一ノ一三ノ二二の自宅で老衰症のため逝去された。九十三歳

告別式は二十一日午後二時から大阪市北区樽屋町二〇天満教会で。喪主は、木下清氏。

顕谷　泰三氏（昭11大法）七月十五日午前四時逝去。六十四歳。告別式は同十六日午後三時から大阪市港区港一丁目高野寺で。

森田　コヨシさん（校友会監事森田森氏母堂）七月十五日午前六時、高石市羽衣一ノ八ノ七の自宅で逝去された。九十一歳

葬儀は、同十六日午後三時から自宅で。喪主は森田森氏。

移転

▽戸鳴信夫（昭46学一新）神戸市兵庫区塚本本通七—一二一
▽中原淑郎（昭31学一新）奈良県登美ケ丘西八—九八〇—四二七
▽中村良信（昭45高一、49学工電）門真市大字上島頭五七八—七一
▽中山美里【木村】（昭47学一英）京都市左京区北白川東亀井町一番地
▽西岡松男（昭45学機Ⅱ）枚方市出口四丁目一五—一〇
▽西原　純（昭46学一新）福岡市中央区平尾三丁目三五—一古川平丘台マンション二〇五
▽井鳴　悠（昭44学一国）西宮市仁川町六丁目一—一三
▽籏垣啓二（昭47学二英）藤井寺市沢田二丁目八番一一号高橋マンション二一一
▽畑地　豊（昭47学二経）西宮市上ケ原八番町一三番五号
▽浜田耕一（昭44学二法）高知市升形一—三
▽深坂征司（昭44学二商）奈良市千代ケ丘三—一—一五五
△藤本泰彦（昭46学工金）愛知県西春日井郡西春町徳重字広畑三〇コーポ大和三〇三
▽古川素久（昭37学一商）千葉県柏市青葉町七—一〇
▽星野誠次（昭34学二経）市成区中道一—八—一
▽堀　征夫（昭36学一法）津市一身田緑町三四二
▽松下佳民（昭45学一法）宝塚市霊峯丘山手一丁目一八—一三
▽松本　洋（昭47学一社）寝屋川市大字打上三八六打上団地A一一五〇八
▽三木栄二（昭45学一経）埼玉県春日部市大字備後字立野一八九九一一〇
▽三島昭夫（昭45学一法）八尾市福万寺町南二丁目六七—一六
▽宮川　隆（昭45学一法）千葉市検見川町三—一九九五—一
▽宮本博行（昭39学一経）千葉県松戸市中和倉一二〇恩田コーポ二〇三号

暑中お見舞申し上げます　弁理士関大会有志

弁理士 秋山源蔵　大阪市東区平野町二ノ一　山桂ビル四階　電話 ○六(202)三〇一〇二 (202)三三八八 (202)四六七五

弁理士 宇津呂義雄　弁理士 宇津呂雄彦　大阪市北区堂島上三ノ三七七　砂吉ビル二〇一号室　電話 ○六(341)三三二三

弁理士 大中清一　大阪市都島区斎倉町一ノ一　及川・熊谷特許法律事務所　電話 ○六(928)四三三三(代)

所長 及川昭二　東京・特許庁隣

岡田国際特許事務所　弁理士 岡田英彦（工専機械第一回卒）　名古屋市南区議会議所ビル七階　電話 ○五二(221)六一四四　国際部　電話 ○五二(201)三六五一

嘉根勘治特許事務所　弁理士・法学士 嘉根勘治　生駒市東生駒四丁目三六ノ三　電話 ○七四三(4)七一五五

弁理士 鎌田嘉之　大阪市・日本一・交叉点　電話 ○六(631)〇〇二二(代)

亀井特許事務所　弁理士 亀井弘勝　大阪市南区順慶町通二ノ二四　田中ビル二階　電話 ○六(271)六五三七(代)

川口清会計特許事務所　公認会計士・弁理士 川口清　大阪市北区今井町一番地　電話 ○六(353)一三九九　自宅 京都市伏見区醍醐和泉町六　電話 ○七五(571)〇〇五八

岸本特許事務所　弁理士 岸本芳夫　大阪・東区北浜四丁目　電話 ○六(202)五八五九　自宅 八尾市山本町南ノ九ノ七　電話 ○七二九(22)六一〇七

倉内特許事務所　弁理士 倉内義朗　大阪市北区末広町八〇ノ三（梅ケ枝町交叉点南八三米）　電話 ○六(364)八一五四

校友会羽曳野支部長　弁理士 杉本巌　大阪市天王寺区悲田院町八ノ一　日生天王寺ビル　電話 ○六(772)六〇〇六(代)　自宅 羽曳野市東我孫子八ノ七

鈴木特許事務所　弁理士・工学士・法学士 鈴木茂　弁理士・工学士 鈴木ハルミ　大阪市東区平野町二ノ二七　石元ビル三〇二号

弁理士 丸山喜三造　弁理士 丸山信子　弁理士 丸山敏之　大阪市旭区中宮四ノ一〇ノ二二　電話 ○六(951)二二五四六

藤原特許事務所　弁理士 藤原忠義　大阪市西区北堀江御池通二ノ四　OKO会館五階　電話 ○六(532)二二八八　自宅 池田市石橋四ノ三ノ八　電話 ○七二七(62)一八〇一

溝上特許事務所　弁理士 溝上満好　大阪市西区靭一ノ一四四　イナビル　電話 ○六(441)〇三九一(代)

宮地特許事務所　弁理士 宮地正一　〒543 大阪市天王寺区上本町九ノ五三　電話 ○六(771)三六六・〇六〇六 (779)三三六六

森本特許事務所　弁理士 森本義弘　大阪市西区阿波座南ノ三　アマノビル　電話 ○六(532)四〇二五(代)

山根特許経理事務所　弁理士 山根賢蔵　大阪市東区平野町二ノ二三　タケムラビル五階　電話 ○六(231)〇六六九・六二六六

吉木特許事務所　弁理士 吉木由雄　弁理士 吉木由蔵　大阪市北区桜橋・大阪駅前第一ビル二階　電話 ○六(343)三六六(代)　自宅 電話 ○六(832)三〇一〇(由雄)　電話 ○六(856)一七六五(由蔵)

角田内外国特許事務所　所長・弁理士 角田嘉宏　弁理士 天野定美　神戸商工貿易センタービル八階　電話 ○七八(251)〇二五五(代)

津田特許事務所　弁理士 津田直久　堺市住吉橋町一丁九ノ九　電話 ○七二二(21)〇八四八

辻本特許事務所　弁理士 辻本一義　公認会計士 谷木稔弘　大阪市天王寺区清水谷町八ノ二　辰巳ビル　電話 ○六(762)二九二三

中尾特許事務所　所長・弁理士 中尾房太郎　大阪市北区梅田町四七　新阪神ビル　電話 ○六(341)〇一八五・〇六〇六(呉)

弁理士 半井政夫（ナカライ）　大阪市東区瓦町一ノ八　井上ビル　電話 ○六(231)二二一四 (231)五三二〇

藤川特許事務所　弁理士 藤川建治　大阪市東区淡路町三ノ六　船場ビル二階第三〇六号室　電話 ○六(202)三六八〇　自宅 池田市荘園一ノ八ノ二　電話 ○七二(61)二三七一

Kawa Con　省力機械設計製作
• 各種自動制御コンベヤー設備
• 各種自動反転機
• オート・スタッカー
• オート・フィーダー
• キューポラ用湿式大気汚染防止装置
株式会社 川原製作所
本社・工場　大阪市西淀川区御幣島5丁目6番30号　電話 大阪(06)472—4331～4番　〒555
大阪事務所　大阪市北区太融寺町33（大阪合同ビル）　電話 大阪(06)312—(代)2714～5　〒530
滋賀営業所　滋賀県草津市上寺町276番地　電話 草津(07756)8—0221～3番　〒525
東京営業所　東京都千代田区内神田2丁目15番9号（互助会ビル内）　電話 東京(03)256—4688番(代)　〒100

濱本工機株式会社
濱本工運株式会社
取締役社長　濱本正吉（昭和14年大法卒）
本社　兵庫県尼崎市西本町3丁目1番地　電話 大阪 412—2161—3
現業所　尼崎市東高洲町1番地　電話 大阪 411—5751—2 411—0033 411—0365
営業所　尼崎市扶桑町2丁目1番地　電話 大阪 401—4975

山一土地建物株式会社
——・不動産取引全般・——
社長 山本勝夫（昭和30年卒）
常務取締役 植田観嗣（昭和34年卒）
本店　大阪市阿倍野区阿倍野元町1（山一ビル）（アベノ警察署南200m府道西側）　TEL (623) 4545～7
梅田営業所　大阪市北区中崎町49番地（地下鉄中崎町駅北5軒目）　TEL (372) 9678・9582

中尾フィルター工業株式会社
取締役社長 中尾善宣
大阪市北区芝田町五五（北阪急ビル七階）
電話 大阪(〇六)三七二—二〇四三番(代表)
西宮市北昭和町一四—二一
電話 西宮六五—三五〇三番